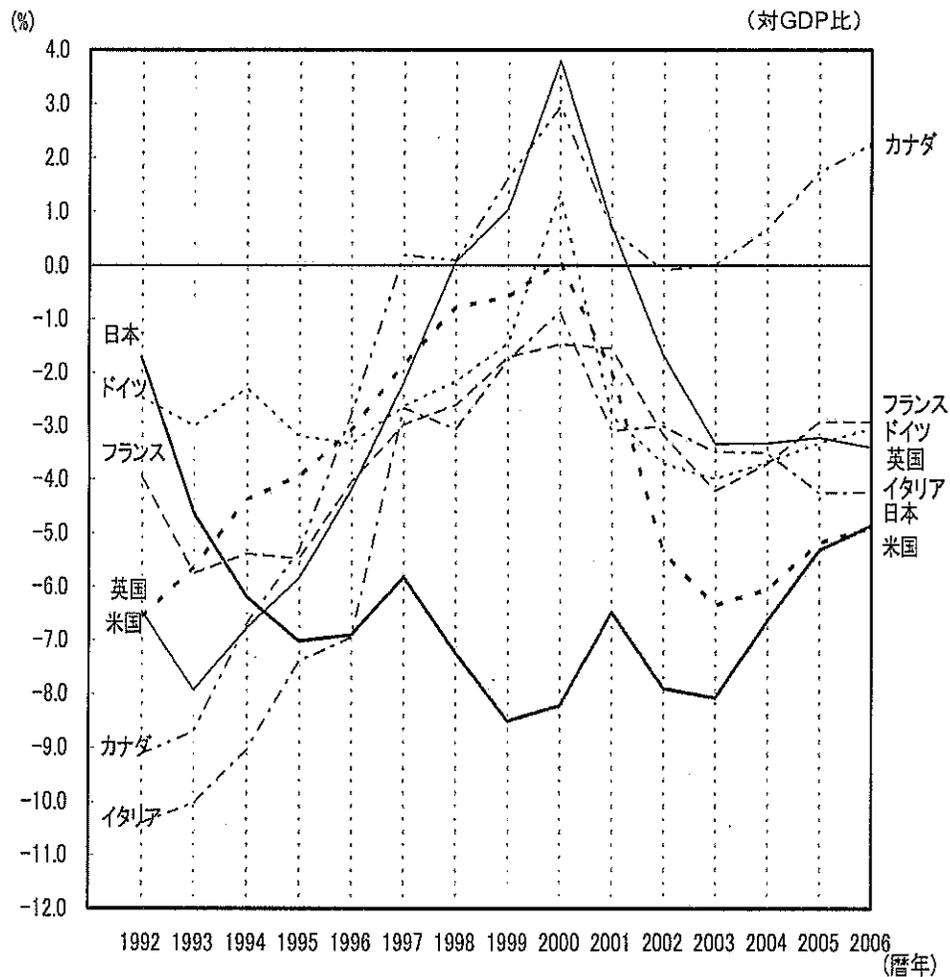


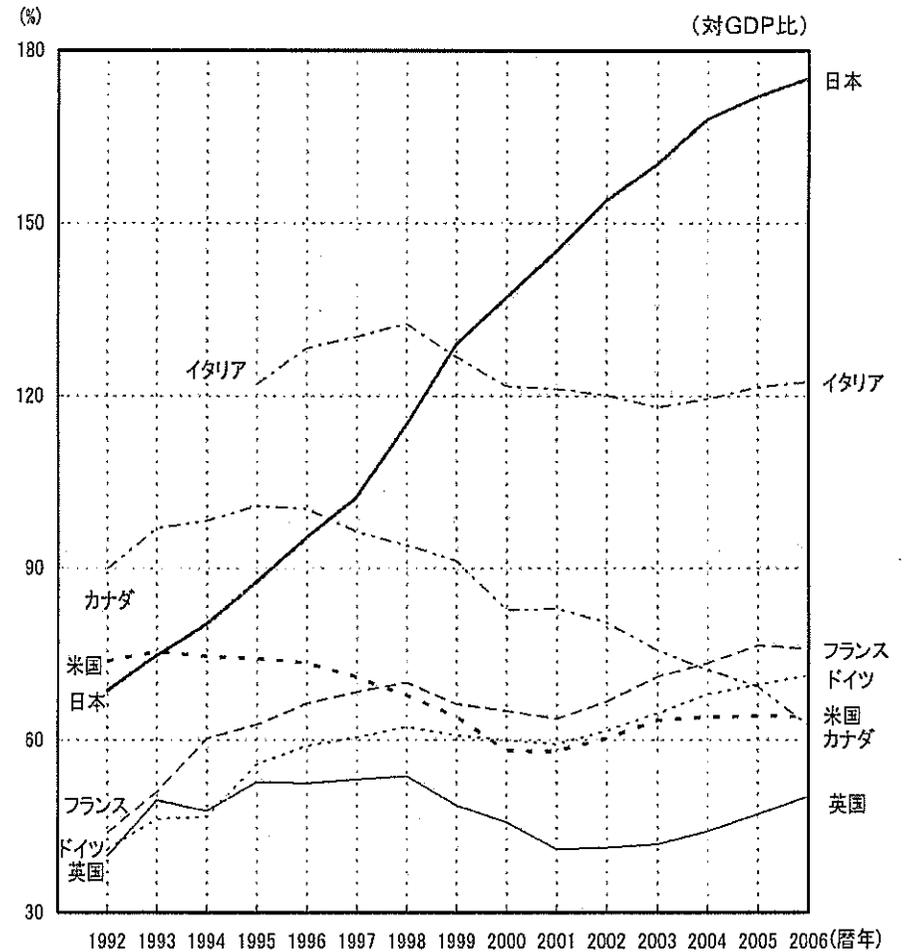
資 料

国及び地方の財政収支・債務残高の国際比較

財政収支の国際比較

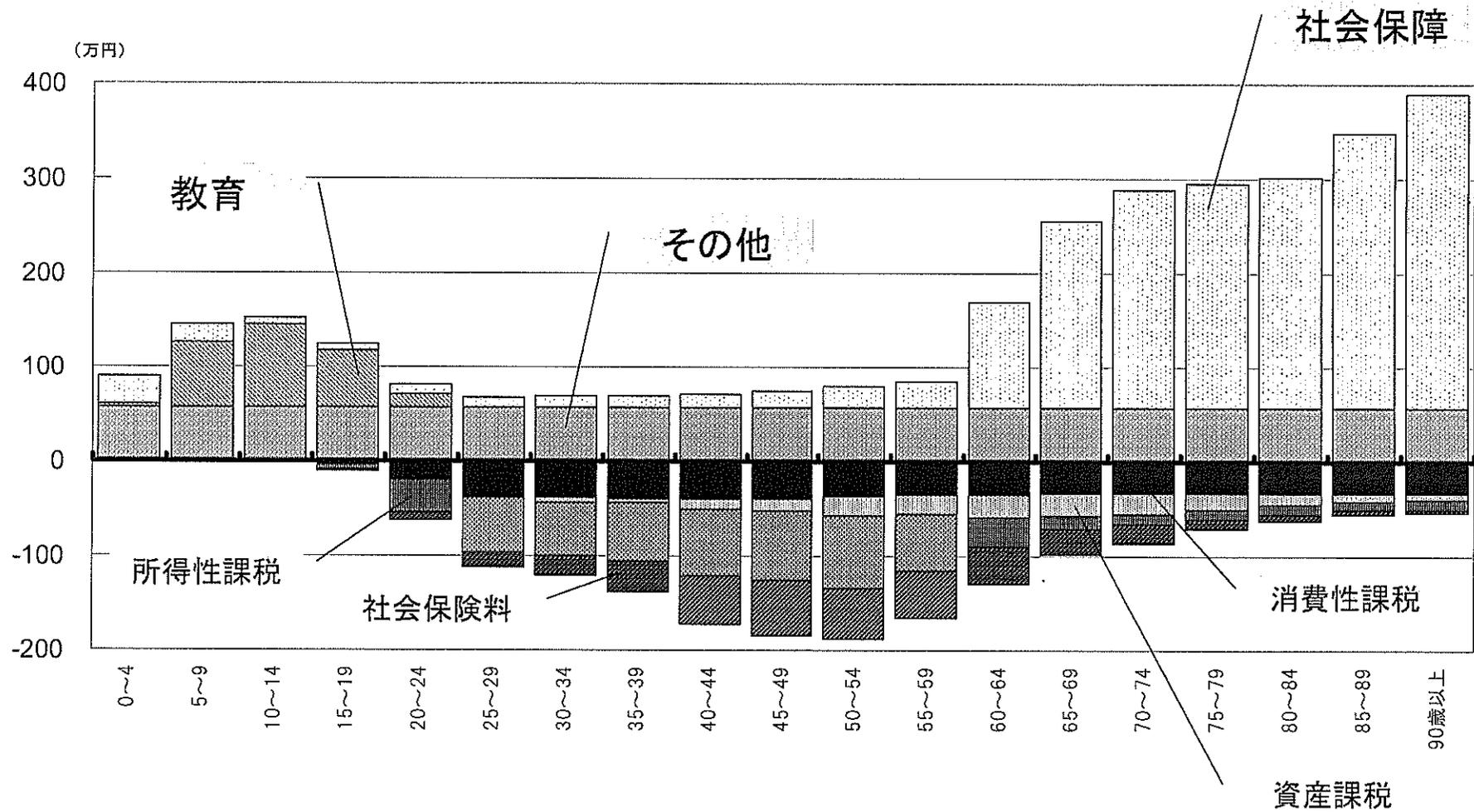


債務残高の国際比較



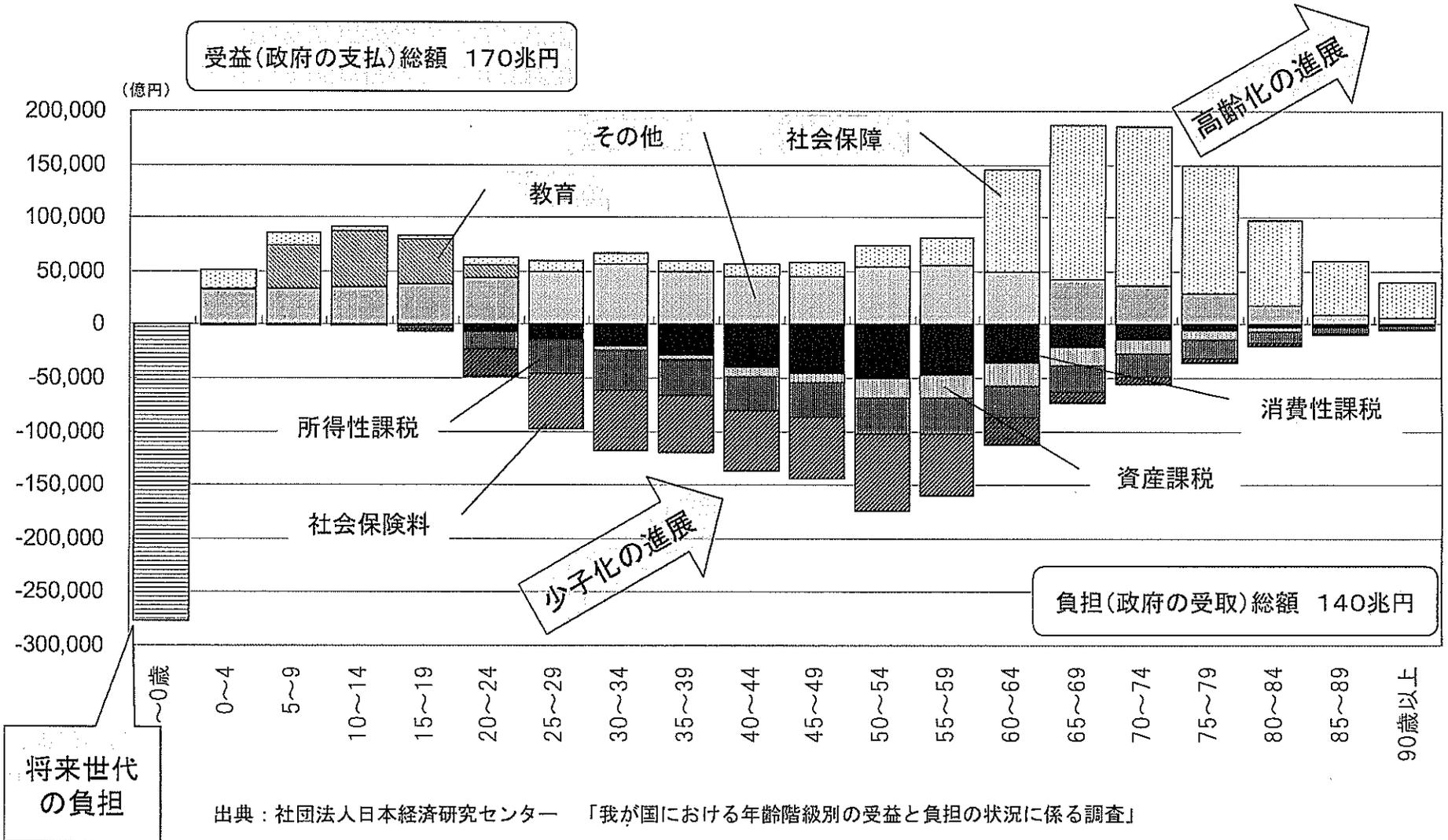
(出典)OECDエコノミック・アウトルック[79号(2006年6月)]。計数はSNAベース、一般政府。ただし、「財政収支の国際比較」に関しては、修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。

一人当たりの受益と負担



出典：社団法人日本経済研究センター 「我が国における年齢階級別の受益と負担の状況に係る調査」

受益と負担の総額



諸外国における財政運営目標

		アメリカ	EU	ドイツ	フランス	イタリア	イギリス	カナダ	ニュージーランド	日本
財政収支 対GDP比 (2006)	一般政府 (OECD見直し)	▲4.9%	—	▲3.1%	▲2.9%	▲4.2%	▲3.4%	2.2%	4.6%	▲4.8% (PB▲2.8%)
	国の予算の 財政収支	▲2.3%	—	▲1.7%	▲2.7%	▲2.5%	▲3.2%	0.2%	3.6%	▲5.8%
債務残高 対GDP比 (2006末)	一般政府 (OECD見直し)	64.1%	—	71.3%	75.9%	122.3%	50.3%	62.5%	26.1%	150.8%
	国の債務残高	47.2%	—	36.2%	65.4%	115.1%	46.4%	46.8%	23.2%	117.7%
財政運営目標	フロー	連邦政府(統合予算)の財政赤字を'09年度までに'04年度当初見直し(▲5,207億ドル、GDP比▲4.5%)比で半減化。	マーストリヒト条約は、加盟国に対し、中期的な財政運営目標として、一般政府の財政収支を原則として「ほぼ均衡又は黒字」と設定することを求める。また、「過剰財政赤字」を防止する観点から、是正手続の適用基準を、原則として一般政府の財政赤字対GDP比▲3%と設定。	'07年度中に過剰財政赤字を解消し、その後財政収支対GDP比を毎年約0.5%ずつ改善させ、一般政府の財政収支均衡を目指す。「建設公債原則」：(公債発行収入を投資的支出の範囲内とする。赤字国債の原則禁止)	一般政府の財政収支均衡を'10年度までに達成。	'07年度中に過剰財政赤字を解消し、現政権最終年('11年度)までに財政収支をほぼ均衡化。	「ゴールデン・ルール」：景気循環を通じて、政府借入を投資目的に限定(公的部門(一般政府+公的企業)の景気循環を通じて経費の収支均衡)	各年度の連邦政府の財政収支の黒字を確保し、うち30億ドルを債務償還に充てる旨計画化。	「中央政府+公的企業」の財政収支の長期・短期目標を設定。 (長期目標：債務目標との整合性の保持確保。短期目標：'06年度予算では向こう3年間に亘りGDP比2%前後の黒字を維持)	国(中央政府)・地方(地方政府)合わせた基礎的財政収支の黒字化を、'11年度までに確実に実現。国の基礎的財政収支もできる限り均衡を回復。
	ストック	—	「過剰財政赤字」の是正手続の適用基準として、原則として一般政府のグロスの債務残高対GDP比を60%と設定。	(マーストリヒト条約による基準以外には特に目標を設定していない)	一般政府の債務残高対GDP比('06年度見込み64.6%)を'10年度までに60%以下に引下げ。	一般政府の債務残高対GDP比('06年度見込み107.7%)を'11年度までに100%以下に引下げ。	「サステナビリティ・ルール」：公的部門(一般政府+公的企業)の純債務残高の対GDP比を40%以下に保つ。	上欄の目標により2013年度までに連邦債務残高対GDP比('07年度見込み31.7%)が25%まで引き下げられる見込み。	「中央政府+公的企業」の債務水準に関する目標を設定。 (長期目標：債務残高対GDP比('06見込みは21.9%)を10年間に亘り20%前後に安定化、短期目標：4年後の'09年度に同比19.4%とする。)	2010年半ばに向けた国・地方それぞれの債務残高対GDP比の安定的引下げ。
主な歳出管理の取組		07年度大統領予算教書(2006年2月)では、'02年に失効したCap制(歳出上限設定)やPay-as-you-go原則(財源なくして増額措置なし)等を提案(国防等予算以外の裁量的経費の総額を対前年度比0.5%削減し、裁量的経費全体の伸び率を物価上昇率以下の3.2%に抑制)	過剰財政赤字の是正手続の適用を受けた加盟国について、EU理事会による是正勧告、警告、制裁等により是正。	5か年の中期財政計画の策定や予算編成通達(連邦大蔵省による政府全体の歳出総額の上限や人件費・物件費の伸び率の上限を提示)、「モラトリアム原則」(新規予算は同等の既存措置の削減が条件)により歳出抑制努力。	国、地方及び社会保障機関それぞれ歳出の伸び率を抑制。 国：'09年度までに名目ゼロ('07年度は物価上昇率-1%) 地方：物価上昇率と同率 社会保障機関：物価上昇率+1%	中期的な財政健全化目標を定めた経済財政計画を策定。 ・2006年度の予算案では、行政経費の削減、国会議員・地方自治体の長の報酬削減等の歳出削減策や脱税対策の強化等の増収措置などの財政再建に向けた取組が盛り込まれている。	今後3年間分の公的部門の支出を管理する「公共支出計画」を策定。この中で、社会保障、利払費等の各年管理歳出と3年間にわたる各年度ごとの各省庁の歳出限度額を固定する省庁別歳出限度額に分けて、各年度の予算編成を行う。	歳入、歳出、債務残高等の中長期及び短期の目標を明記した中期財政計画(財政戦略レポート)を策定。	目標達成のための要対応額(16.5兆円程度)、5年間の歳出削減目標額(14.3~11.4兆円)の明確化(建額は歳入改革で対応)等	

1. 一般政府の財政収支及び債務残高(対GDP比)は、日本以外はOECDエコノミックアウトルック79号における'06年(暦年)の見直し。日本の数値は、財政収支及びPBは、それぞれ「改革と展望2005参考試算」における'06年度の国・地方の財政収支及び基礎的財政収支、債務残高は'06年度末における国・地方合わせた長期債務残高見込み(775兆円程度)。日本及びアメリカの財政収支の数値は社会保障基金を除いた値。
 2. 国の予算の財政収支(対GDP比)については、アメリカは'06/'07の'07年度大統領予算教書年次レビューにおける'06年度見込み。イギリスは'05年度の実績値。ドイツの数値は'06年度の見込み(ドイツ連邦財務省)。フランスの数値は'07年度予算案における'06年度の見込み。イタリアの数値は'06年度予算案における'06年度の見込み。ニュージーランドの数値は'06/5/N Z Treasury公表資料の'06年度の数値。カナダの数値は'06年度予算案における'06年度の見込み。日本の数値は平成18年度一般会計予算の新規国債発行額(29兆9730億円)。
 3. 国の債務残高(対GDP比)については日本の数値は'06年度末における国の長期債務残高見込み(605兆円程度)、ドイツの数値は連邦統計庁資料、NZの数値はNZ財務省資料、その他の国の数値は「National Account 1993-2004」の「中央政府」の値。数値はいずれも'04年度のもの。

主要先進国における長期推計への取組み状況

国名	取組みの状況
アメリカ	OMB(大統領府予算局)は、毎年度の予算教書において、今後75年間にわたる歳入・歳出の見通しを提示。 CBO(連邦議会予算局)は、2005年12月に、2050年までの長期の予算の見通しを公表。(その他にも、社会保障や高齢化の影響等に関する研究結果を公表。)
イギリス	政府は、毎年12月のプレ・バジェットと春の予算において、30年間にわたる財政見通しを公表。 財政安定法(the Code for Fiscal Stability)では、少なくとも10年間以上の長期の財政見通しを公表することが義務付けられている。
ドイツ	連邦財務省は、2005年6月、高齢化の進展を踏まえた2050年度までの財政の持続可能性についての報告書を初めて公表。
オーストラリア	財務省は、2002年5月、今後40年間の財政見通しを踏まえた「世代間報告」(Intergenerational Report)を初めて公表。 予算公正憲章(The Australian Charter of Budget Honesty)では、「世代間報告」を少なくとも5年に一度公表することが義務付けられている。
ニュージーランド	財務省は、2006年6月、2050年までの長期財政見通しを初めて公表。 財政法(2004年改正)では、少なくとも40年間の財政状況を、4年に一度公表することが義務付けられている。
ノルウェー	2004年に、2060年までの見通しを示した白書を公表。
デンマーク	2001年に、「持続可能な未来ーデンマーク2010」において、2010年までの毎年度の財政赤字目標を設定。

(出典) Pal Ulla (2006), "Assessing Fiscal Risks through Long-term Budget Projections" in OECD Journal on Budgeting, Volume 6, Number 1, OECD, Parisより抜粋。

簡素で効率的な政府を実現するための
行政改革の推進に関する法律 (抄)

(趣旨)

- 第十七条 特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図ることにより行われるものとし、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目途に計画的に推進されるものとする。
- 2 前項の改革に当たっては、平成十八年度から平成二十二年度までの間において、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減その他の措置により、財政の健全化に総額二十兆円程度の寄与をすることを目標とするものとする。

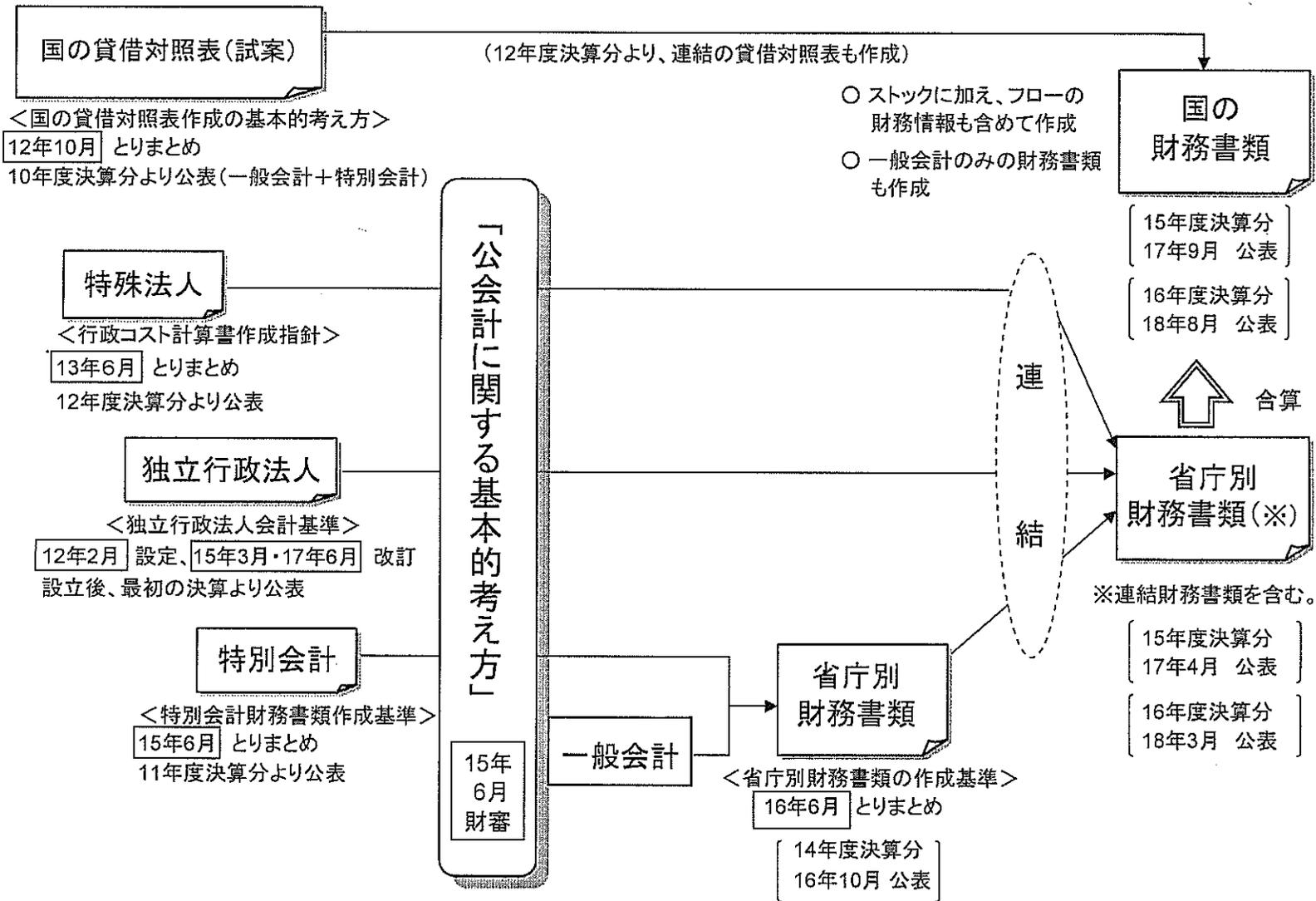
(特別会計の取扱いの原則)

- 第十八条 特別会計の新設は、事務及び事業の合理化若しくは効率化又は財政の健全化に資する場合を除き、行わないものとする。
- 2 政府は、平成二十三年四月一日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね五年ごとに同様の検討を行うものとする。

(法制上の措置等)

- 第十九条 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、政府は、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、特別会計において経理されている事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うものとする。

公会計整備の取組み



「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)のポイント

1. 財務書類の一層の活用について

(1) 国民に対するわかりやすい説明

- 財務書類の公表に際し、様々な媒体を通じて、わかりやすい説明に努めるべき。

(2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

- マクロ面:「国の財務書類」における情報を活用。
- ミクロ面:予算書・決算書を見直して政策評価との連携を強化するための検討作業の成果を踏まえ、「省庁別財務書類」におけるコスト情報の開示方法等について、今後、ワーキンググループにおいて検討。

(3) 財務書類の作成・公表の早期化

- 新たなシステムを導入するか否かについて、東京都の事例も参考にしつつ、コストとメリットを検討すべき。

2. 特別会計に関する情報開示の在り方について

- 一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明するための新たな予算参考書類を作成。
- 全特別会計について、法律の規定に基づき、企業会計

の考え方を活用した財務書類を作成。

- 特別会計の一定の財務情報について、容易にアクセスできる方法による開示を義務づけ。

3. 地方における取組みとの連携について

- 国と地方の財務書類について、できる限りの整合性が図られた上で、地方における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待。

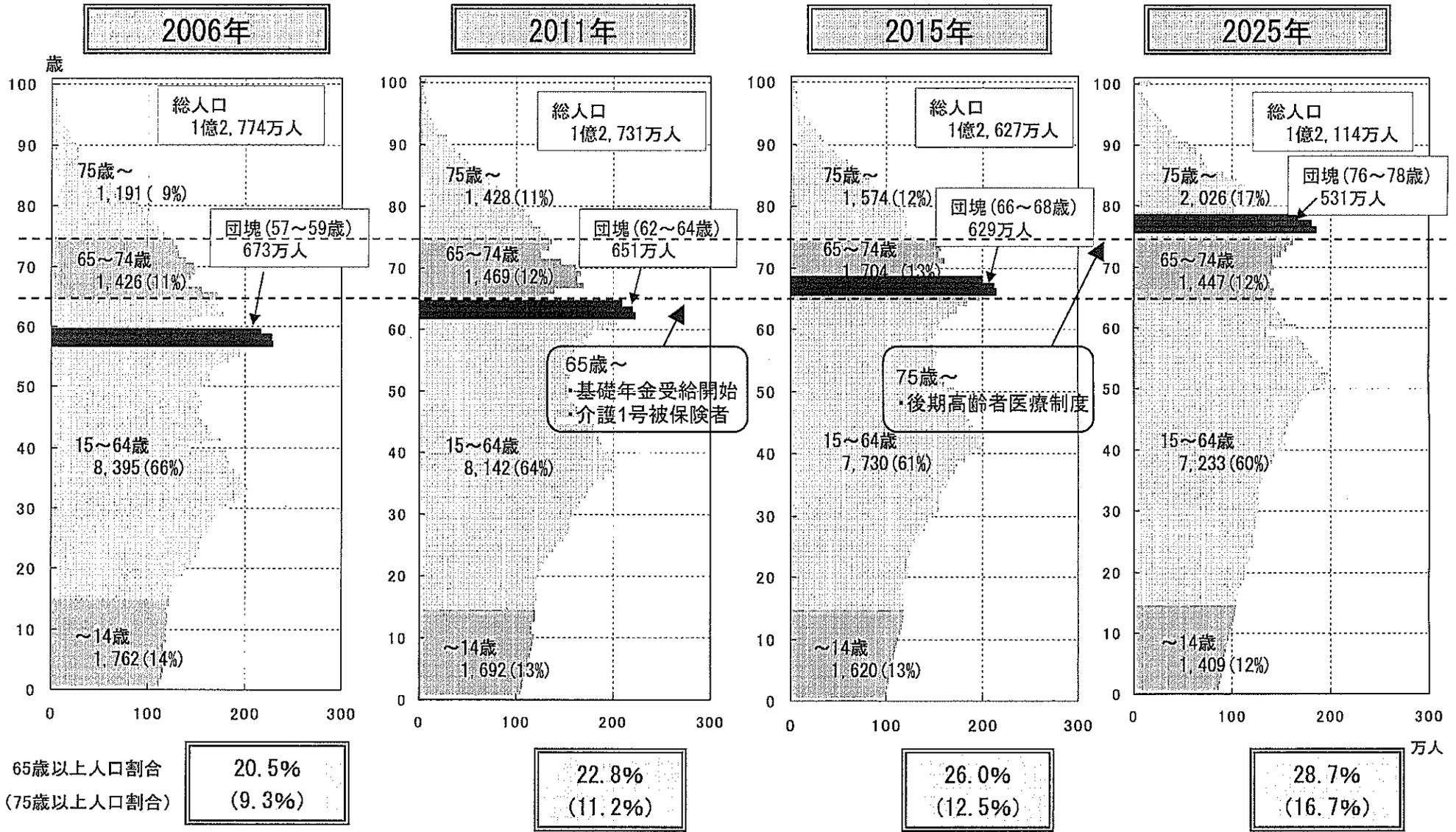
4. 国際的な公会計に関する基準との関係について

- 今後とも公会計の基準の議論に際し、「国際公会計基準(IPSAS)」を参考にしていくことが適當。
- 「国民経済計算(SNA)」や「政府財政統計(GFS)」といったマクロ統計の基準とIPSASとの調和を図るための国際的な検討の状況を注視すべき。

5. その他

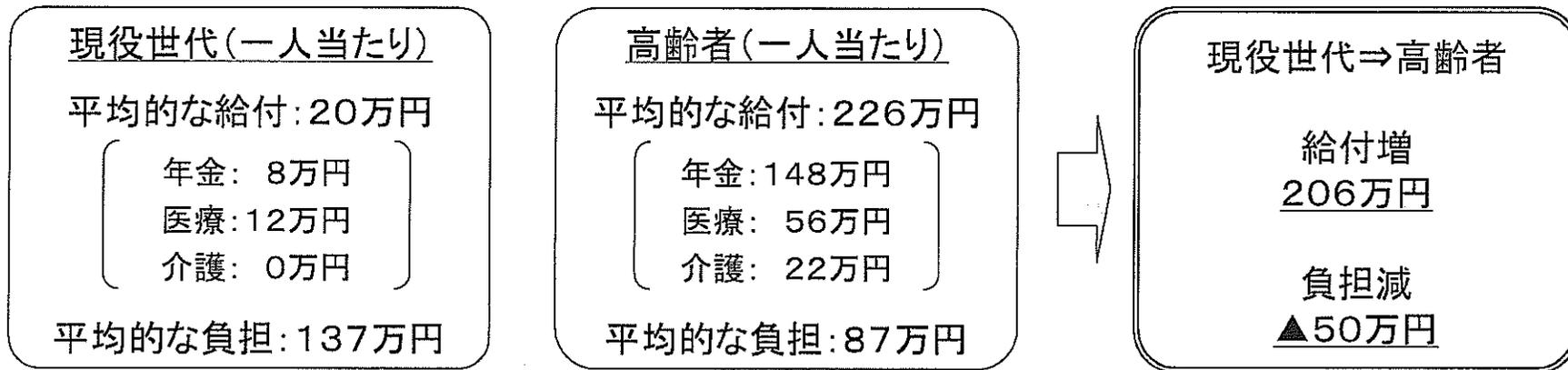
- 公的年金に係る負債計上の在り方について、ワーキンググループにおいて再度検討。

人口ピラミッドの変化(2006~25年) -平成14年中位推計-



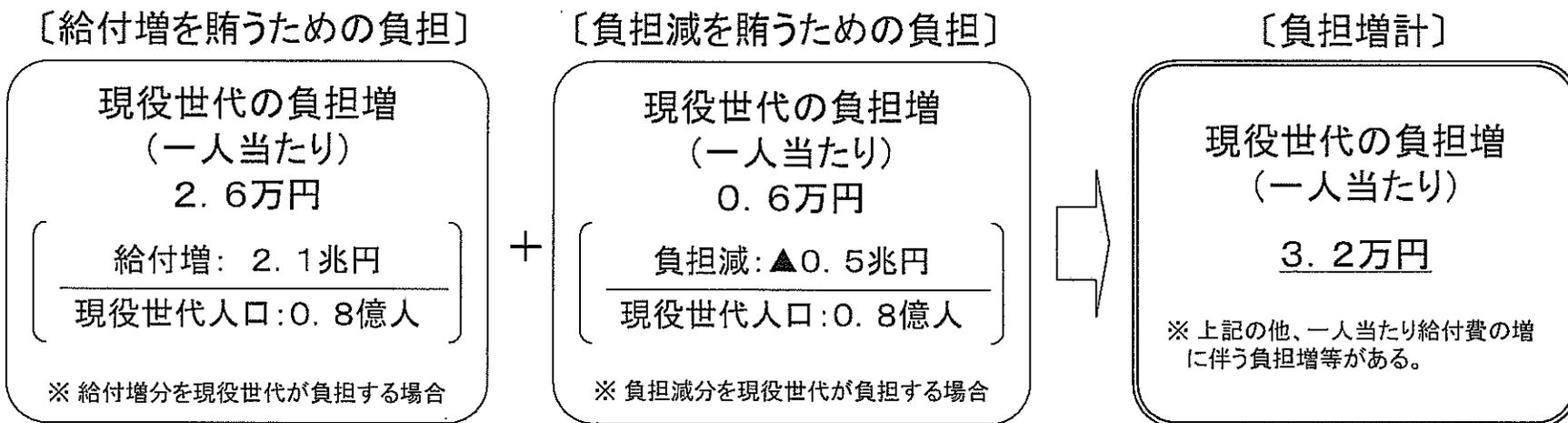
労働力人口の減少と高齢者人口の増加が与える影響 (機械的な粗い試算)

現役世代が一人減少し、高齢者が一人増加した場合の給付と負担に与える影響



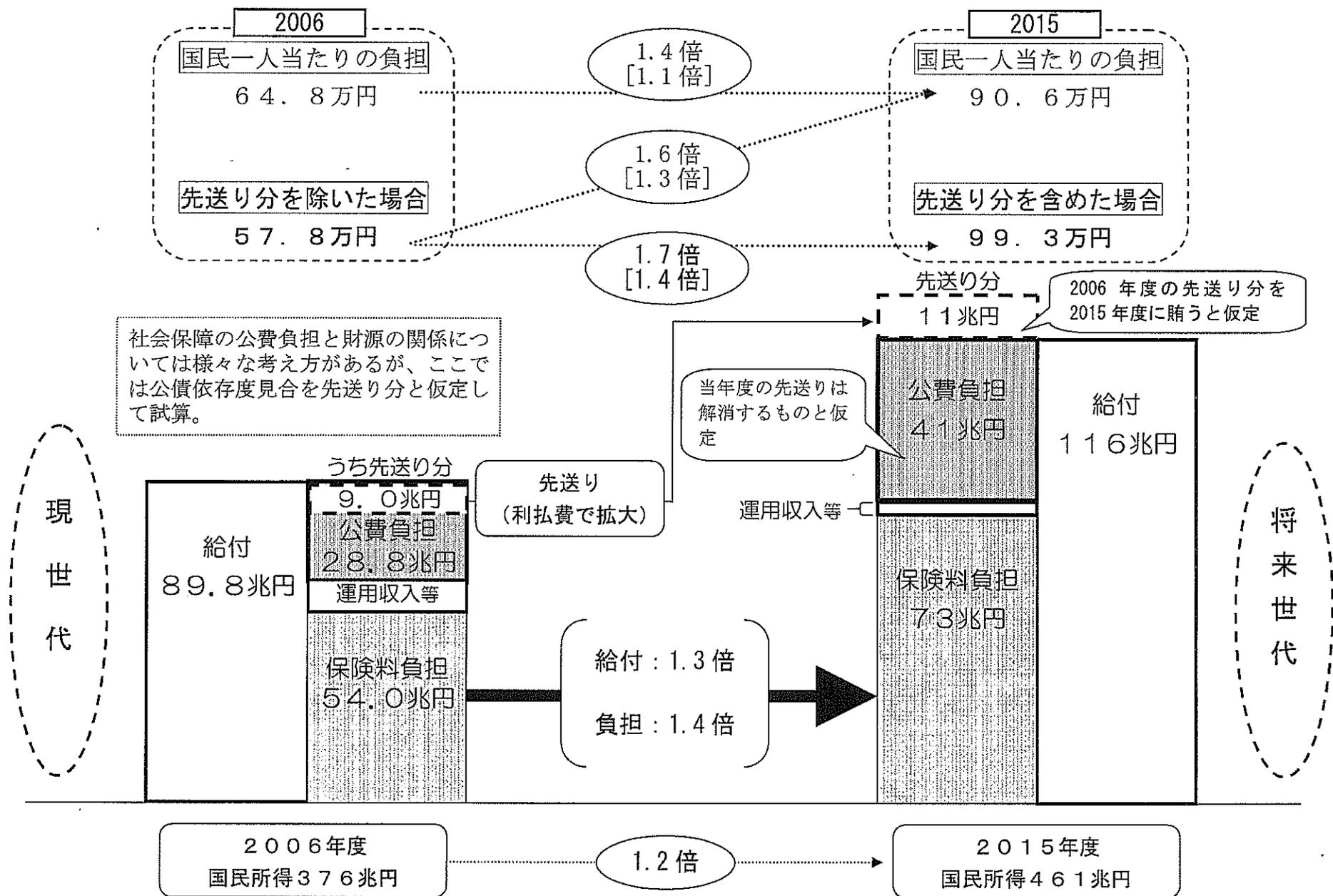
※ 給付は年金・医療・介護のみ、負担は税・保険料全体(企業・事業主負担を含む。)の数値。

現役世代が100万人減少し、高齢者が100万人増加した場合の現役世代の負担に与える影響



(注) 日本経済研究センターの調査(「我が国における年齢階級別の受益と負担の状況に係る調査」)を基に試算(給付額は2004年度ベース、人口は2012年を想定)。

社会保障給付と負担について<負担の先送りを勘案した場合（その2）>

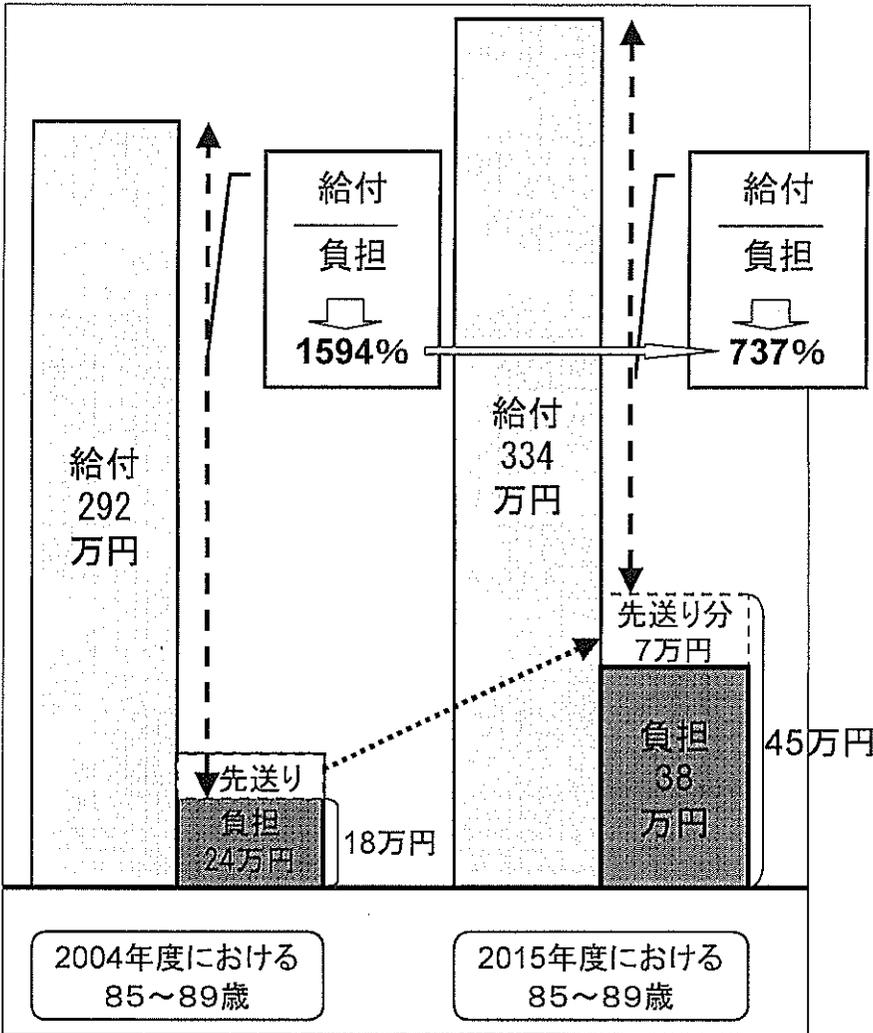
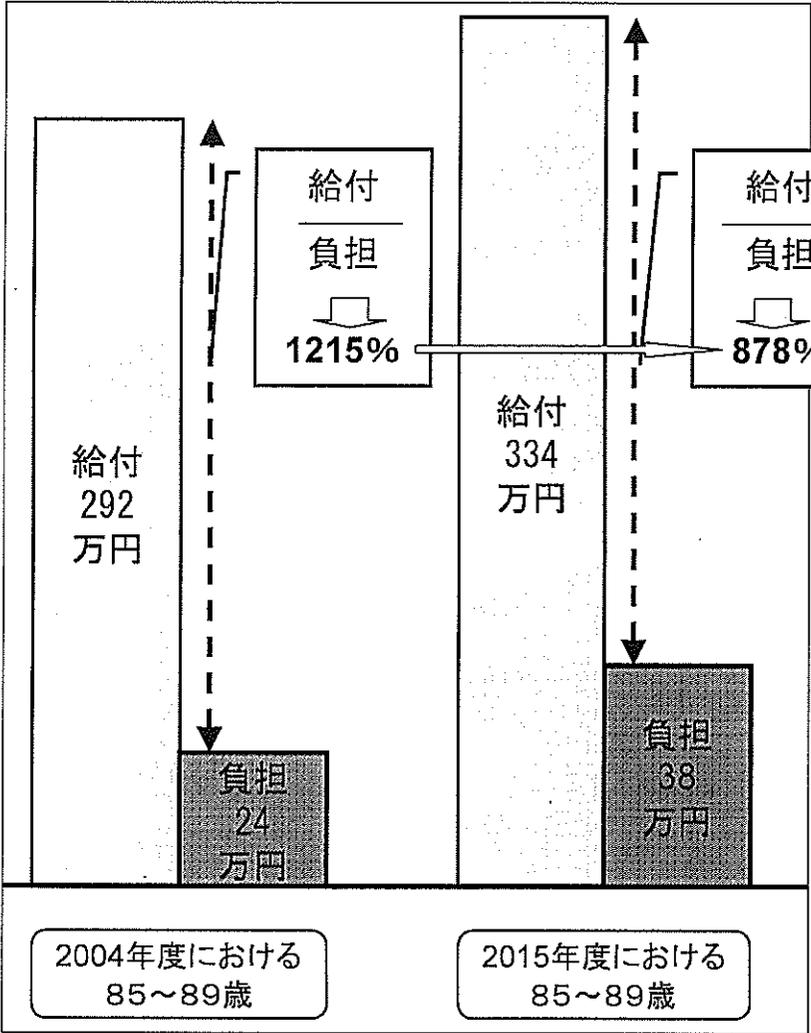


(注1) 18年5月厚生労働省推計ベース。 (注2) []は、国民所得の伸びを勘案した場合の計数。

一人当たりの社会保障給付と負担の比率(見返り率)について(機械的な試算:85~89歳の場合)

負担の先送りがない場合(均衡ケース)

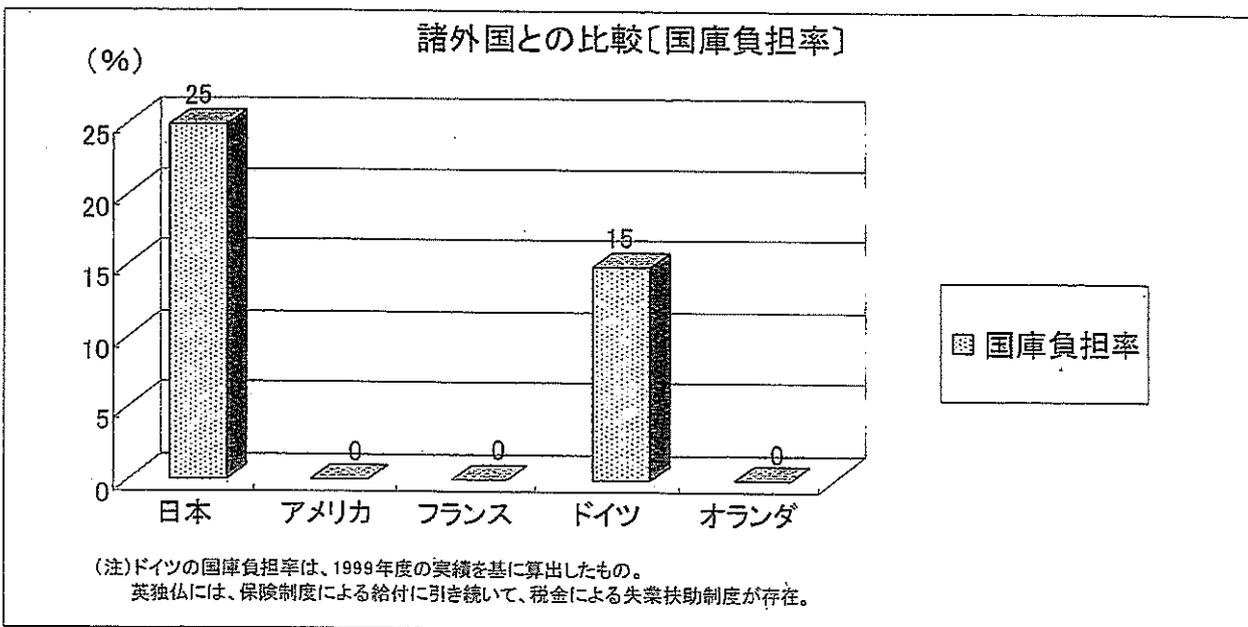
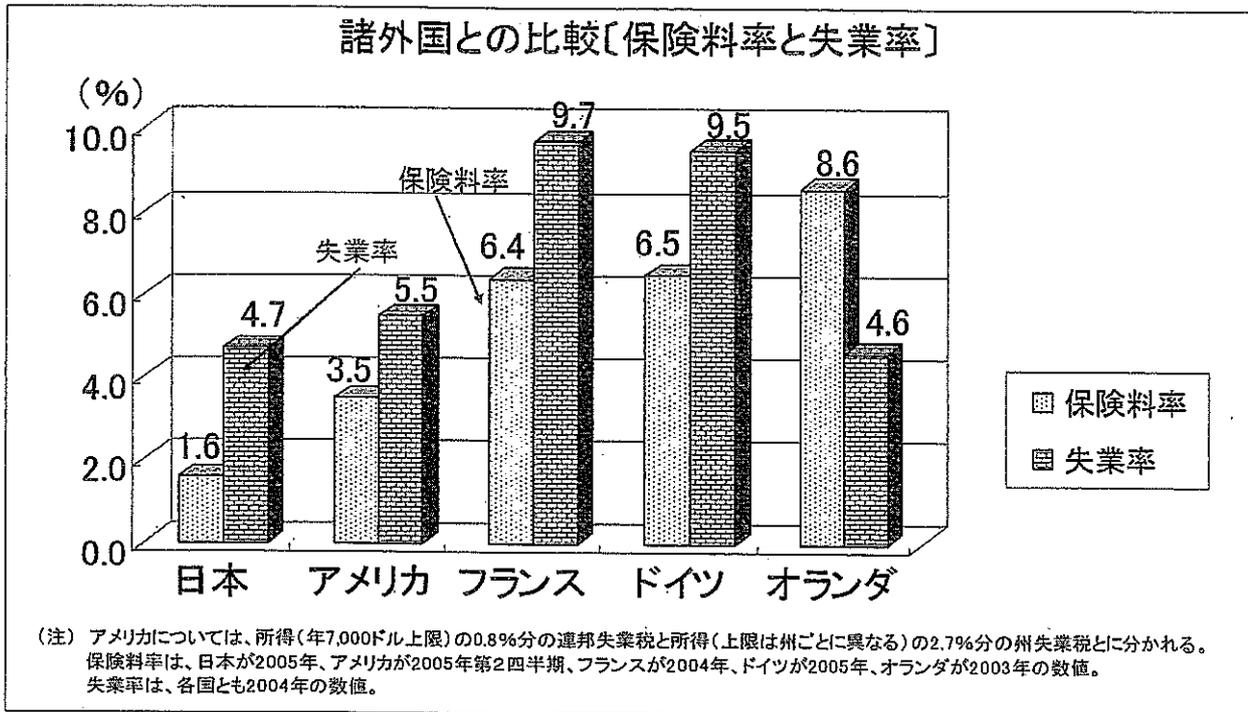
負担の先送りがある場合(先送りケース)



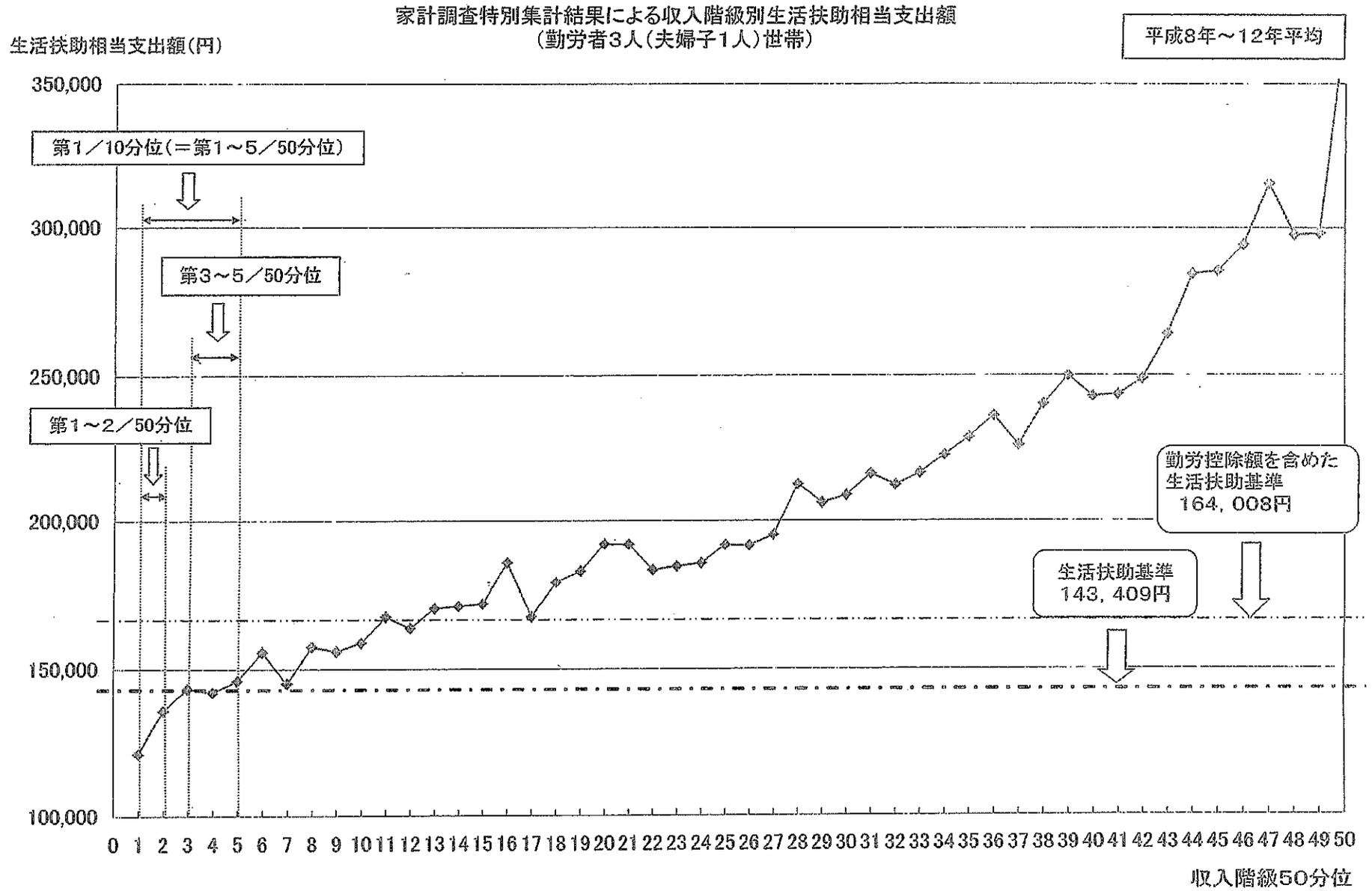
(注1) 日本経済研究センターの調査「我が国における年齢階級別の受益と負担の状況に係る調査」を基に一定の前提を置いて機械的に試算。
 (注2) 負担には企業(事業主)負担分を含む。

雇用保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較

- 我が国の雇用保険料率は、先進諸国中最低水準
- 国庫負担を失業等給付に充てているのは、我が国とドイツのみ。我が国の国庫負担率は、先進諸国中最高水準



(参考)



過去３年の「建議」における主な指摘事項について

(医療関係)

- 高齢者の患者負担の見直し
 - ・ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく

- 食費・ホテルコストの取扱いの見直し
 - ・ 療養病床はもとより、一般病床に入院する者についても、食費・居住費については原則自己負担化

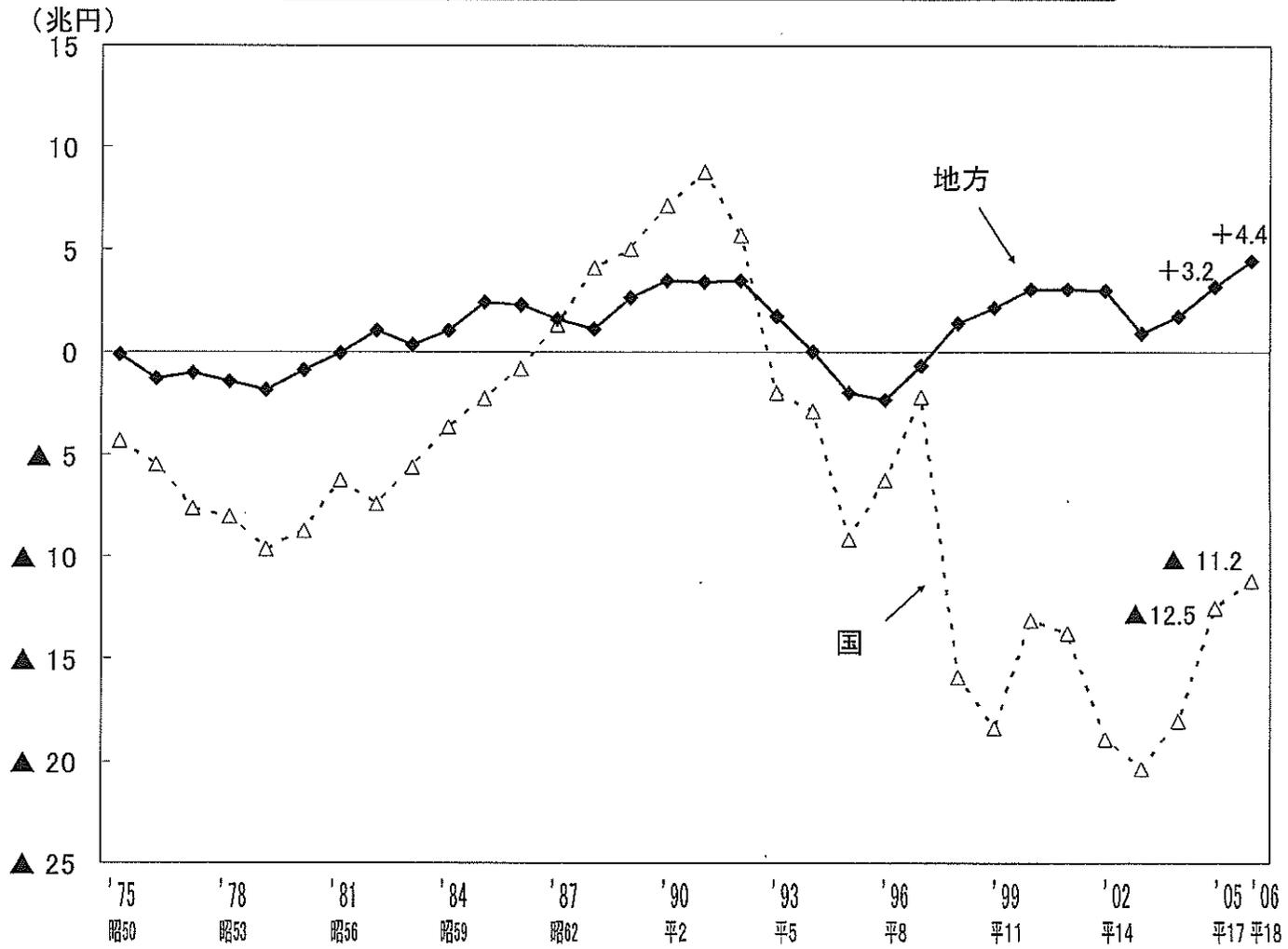
- 先発品の保険給付の見直し
 - ・ 後発品が存在する先発品について、公的医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入

- 保険免責制の導入
 - ・ 一定金額までの保険免責制の導入

- 市販類似薬の保険給付の見直し
 - ・ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）を公的医療保険給付の対象外化

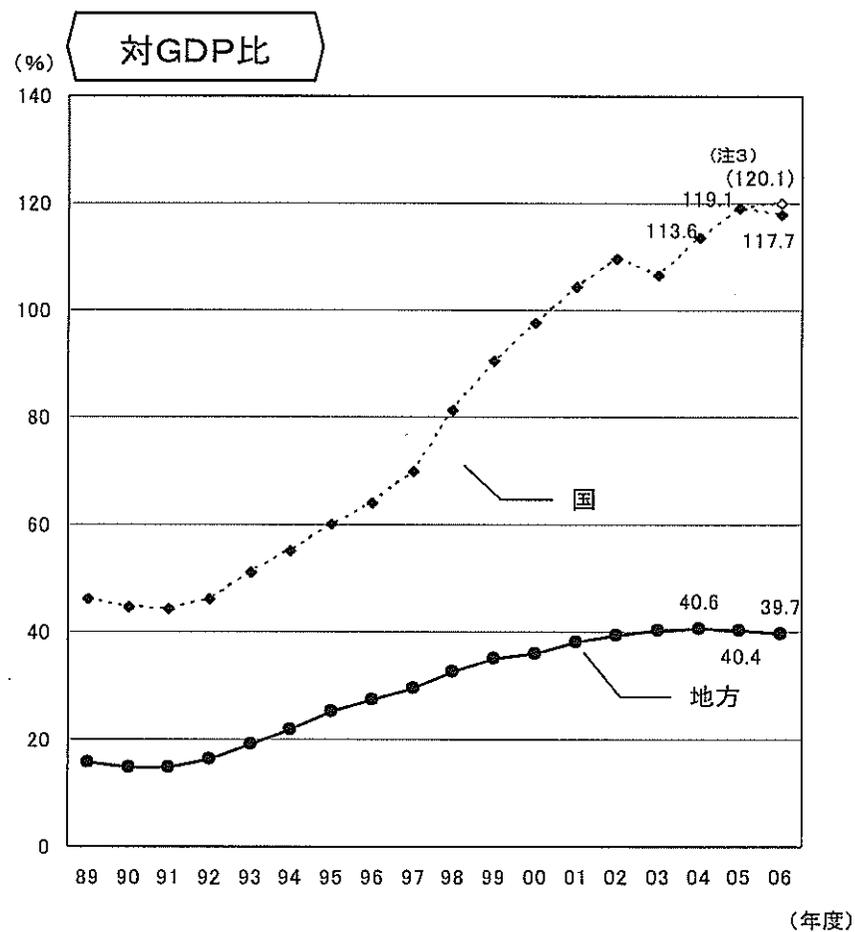
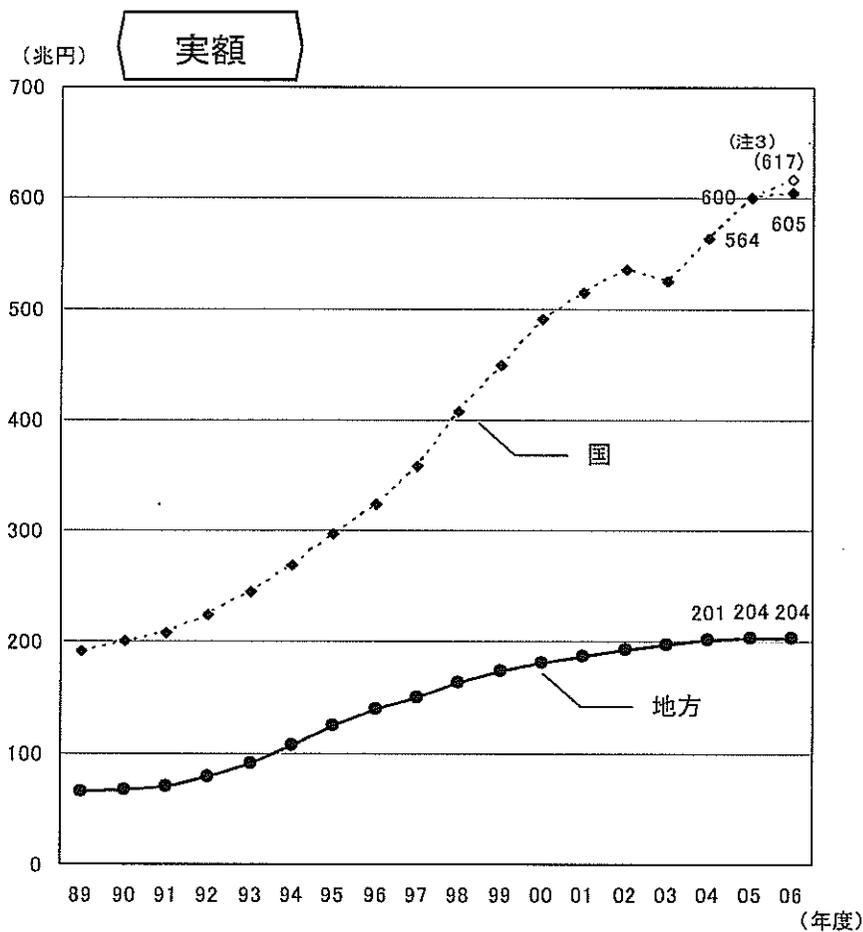
- 高額療養費の見直し
 - ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

国と地方の基礎的財政収支の推移



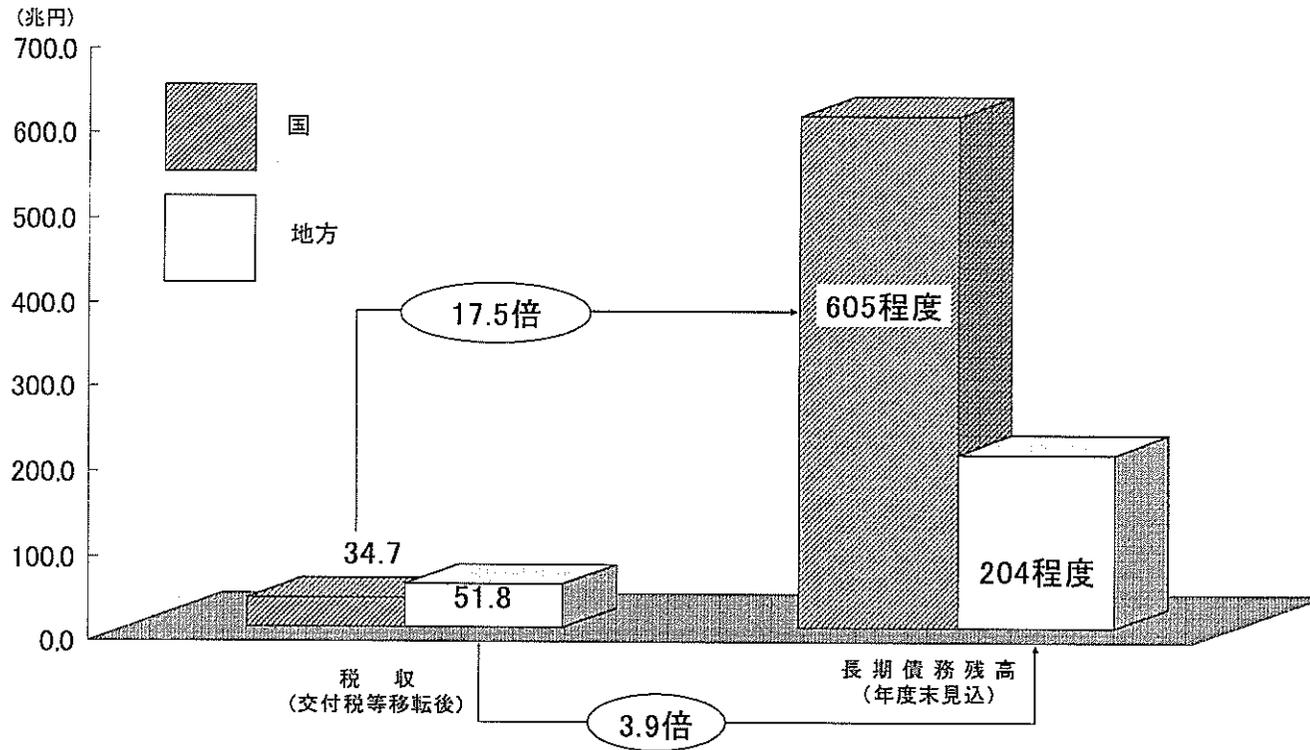
(注) 1. 国：「国債費－公債金収入」(一般会計) (2005(平17)年度までは決算ベース、2006(平18)年度は政府予算ベース)
 2. 地方：「(公債費＋公営企業繰出金のうち企業債償還費)－地方債」(地方財政計画ベース)

国と地方の長期債務残高の推移



- (注) 1. 平成2004(平16)年度までは決算額、2005(平17)年度は補正後予算額、2006(平18)年度は予算額である。
 2. GDPは、2005(平17)年度は実績見込み、2006(平18)年度は政府見通し。
 3. 2006(平18)年度末見込みの残高は、財政融資資金特別会計の金利変動準備金からの繰入(12兆円)を見込んだ額。なお、カッコ内は仮に買入消却を行わなかった場合の計数。

国と地方の債務残高と税収の比率(2006年度末見込み)



- (注) 1. 国税収は特会諸税を含む
 2. 地方税収は、地方財政計画ベースの見込額+地方財政計画外税収
 3. 交付税等移転後税収は、地方交付税法定率分及び地方譲与税を国から地方へ移転した後の計数

○平成16年度決算状況

【国】

	国	
PB(国債費-公債金)	△ 18兆円	
PB/一般財源	△ 64.4 %	
公債現在高/一般財源	18.0 倍	
地方税と交付税の比率	地方税	—
	交付税	—

(注) ・「PB」=「公債費」-「国、地方債」
 ・「一般財源」(国/一般会計)：税収-地方交付税-地方特例交付金
 ・「一般財源」(都道府県)：地方税(市町村への利子割交付金等の交付金を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税

【都道府県】

	1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県
PB	△ 1,184億円	112億円	17億円	129億円	△ 17億円	27億円	191億円	△ 276億円	169億円	4億円	42億円	△ 517億円
PB/一般財源	△ 9.2 %	3.0 %	0.5 %	2.9 %	△ 0.5 %	0.9 %	4.1 %	△ 5.1 %	4.0 %	0.1 %	0.4 %	△ 6.2 %
地方債現在高/一般財源	4.2 倍	3.4 倍	3.9 倍	3.0 倍	3.8 倍	3.5 倍	2.6 倍	3.1 倍	2.4 倍	2.5 倍	3.1 倍	2.8 倍
地方税と交付税の比率	地方税	40.2 %	33.1 %	31.0 %	53.4 %	28.6 %	33.1 %	60.9 %	58.1 %	55.2 %	69.9 %	69.1 %
	交付税	59.8 %	66.9 %	69.0 %	46.6 %	71.4 %	66.9 %	39.1 %	41.9 %	44.8 %	30.1 %	30.9 %

	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県
PB	1,958億円	△ 420億円	△ 3,357億円	△ 53億円	15億円	△ 23億円	△ 134億円	695億円	△ 224億円	65億円	△ 804億円	△ 8億円
PB/一般財源	4.4 %	△ 3.6 %	△ 58.8 %	△ 2.0 %	0.5 %	△ 1.0 %	△ 5.6 %	14.1 %	△ 5.3 %	1.0 %	△ 7.0 %	△ 0.2 %
地方債現在高/一般財源	2.9 倍	2.4 倍	4.2 倍	3.7 倍	3.9 倍	3.2 倍	3.5 倍	3.2 倍	3.2 倍	3.3 倍	3.3 倍	2.4 倍
地方税と交付税の比率	地方税	100.0 %	84.8 %	41.9 %	42.1 %	44.2 %	40.2 %	44.7 %	49.0 %	71.2 %	92.4 %	54.9 %
	交付税	0.0 %	15.2 %	58.1 %	57.9 %	55.8 %	59.8 %	55.3 %	51.0 %	28.8 %	7.6 %	45.1 %

	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県
PB	△ 0億円	△ 152億円	338億円	△ 685億円	△ 114億円	△ 32億円	△ 12億円	△ 116億円	34億円	△ 402億円	15億円	△ 126億円
PB/一般財源	△ 0.0 %	△ 3.3 %	2.4 %	△ 7.1 %	△ 4.2 %	△ 1.2 %	△ 0.6 %	△ 4.6 %	0.9 %	△ 7.6 %	0.4 %	△ 5.5 %
地方債現在高/一般財源	3.1 倍	2.8 倍	3.1 倍	4.2 倍	3.5 倍	2.7 倍	3.2 倍	4.1 倍	3.1 倍	3.3 倍	3.1 倍	4.1 倍
地方税と交付税の比率	地方税	51.2 %	53.4 %	76.2 %	53.7 %	40.4 %	31.6 %	23.3 %	47.6 %	53.9 %	41.1 %	34.3 %
	交付税	48.8 %	46.6 %	23.8 %	46.3 %	59.6 %	68.4 %	73.1 %	52.4 %	46.1 %	58.9 %	65.7 %

	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県
PB	△ 59億円	△ 69億円	52億円	△ 561億円	11億円	△ 74億円	184億円	69億円	1億円	90億円	35億円
PB/一般財源	△ 2.6 %	△ 2.1 %	2.2 %	△ 6.9 %	0.5 %	△ 2.1 %	4.6 %	2.2 %	0.0 %	2.1 %	1.2 %
地方債現在高/一般財源	3.2 倍	3.0 倍	3.3 倍	2.9 倍	2.7 倍	3.0 倍	3.3 倍	3.2 倍	3.1 倍	3.7 倍	2.3 倍
地方税と交付税の比率	地方税	44.0 %	38.2 %	23.7 %	59.0 %	34.6 %	27.9 %	33.2 %	29.5 %	29.9 %	30.8 %
	交付税	56.0 %	61.8 %	76.3 %	41.0 %	65.4 %	72.1 %	66.8 %	70.5 %	70.1 %	69.2 %

地方債務残高/一般財源

— 国 : 18.0倍

(単位:倍)

[市]

[町村]

1	港区	(東京)	0.4
2	千代田区	(東京)	0.4
3	渋谷区	(東京)	0.5
4	中央区	(東京)	0.5
5	刈谷市	(愛知)	0.6
6	御前崎市	(静岡)	0.6
7	碧南市	(愛知)	0.7
8	知多市	(愛知)	0.7
9	袖ヶ浦市	(千葉)	0.7
10	小牧市	(愛知)	0.7

746	輪島市	(石川)	合	3.5
747	泉佐野市	(大阪)		3.5
748	高知市	(高知)		3.5
749	須崎市	(高知)		3.6
750	大阪市	(大阪)		3.6
751	篠山市	(兵庫)		3.8
752	網走市	(北海道)		3.8
753	福岡市	(福岡)		3.9
754	神戸市	(兵庫)		4.3
755	芦屋市	(兵庫)		4.4

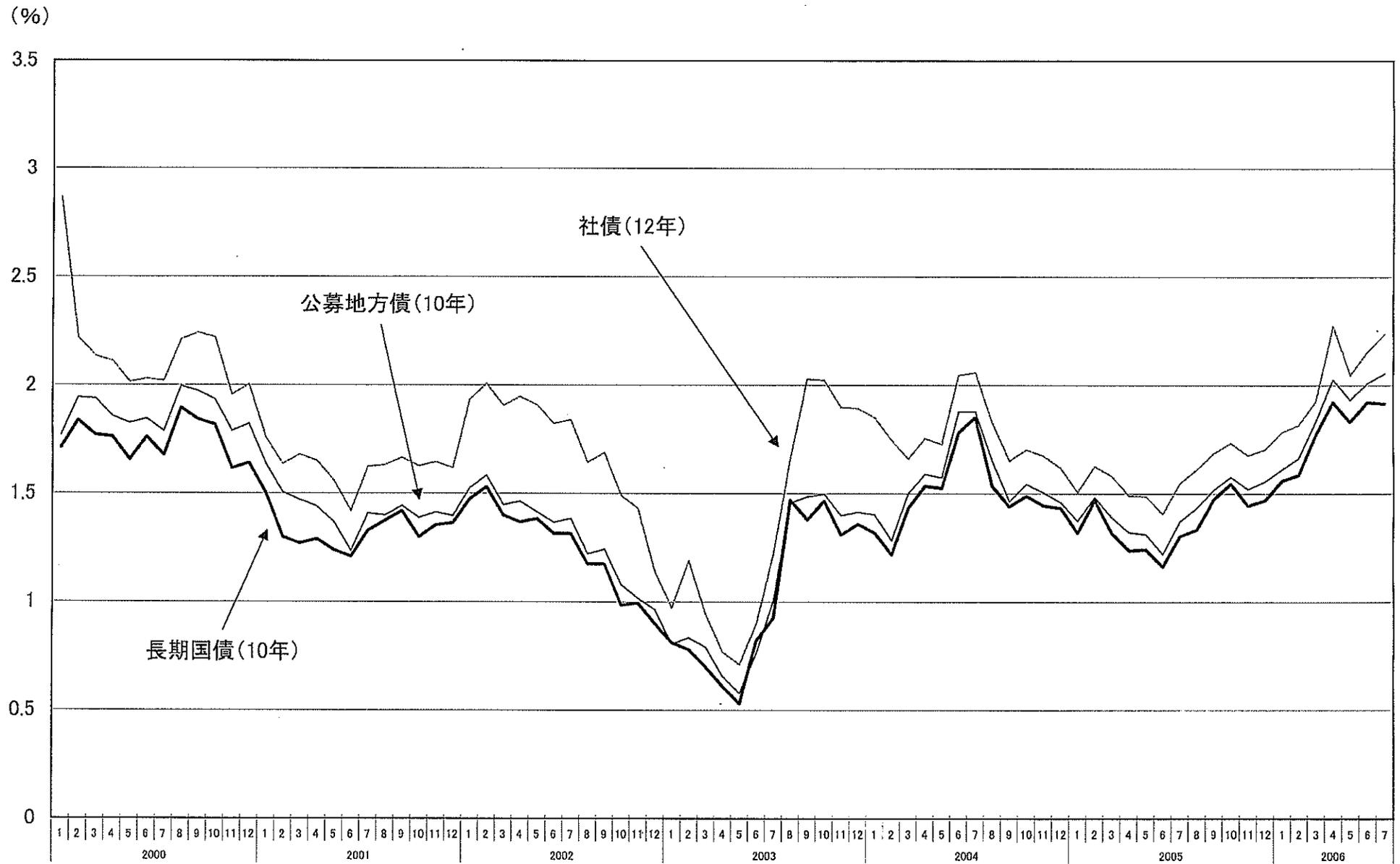
1	ゲンカイチョウ 玄海町	(佐賀)	0.1
2	キヨカワムラ 清川村	(神奈川)	0.2
3	カワフムラ 刈羽村	(新潟)	0.2
4	トヤママチョウ 豊山町	(愛知)	0.2
5	オオクママチ 大熊町	(福島)	0.2
6	カワゴエチョウ 川越町	(三重)	0.3
7	ユザワマチ 湯沢町	(新潟)	0.3
8	オオグチチョウ 大口町	(愛知)	0.3
9	トビシマムラ 飛島村	(愛知)	0.4
10	カルイザワマチ 軽井沢町	(長野)	0.4

1780	ツワノチョウ 津和野町	(島根)	合	4.0	合併団体 合計	3.7
1781	ウラウスチョウ 浦臼町	(北海道)		4.0		-
1782	ヤストミチョウ 安富町	(兵庫)	合	4.1		1.6
1783	ミカタチョウ 美方町	(兵庫)	合	4.2		2.8
1784	スミウソン 住用村	(鹿児島)	合	4.2		2.4
1785	ソニムラ 曾爾村	(奈良)		4.2		-
1786	トシムラ 十島村	(鹿児島)		4.3		-
1787	ゴシキョウ 五色町	(兵庫)	合	4.7		3.2
1788	ホクダンチョウ 北淡町	(兵庫)	合	5.0		3.7
1789	ニシイヤヤマソン 西祖谷山村	(徳島)	合	6.1		3.2

(注)・「市町村」は、平成16年度末時点のもの。(17年度に入ってから合併等したものは旧市町村名となっている。)

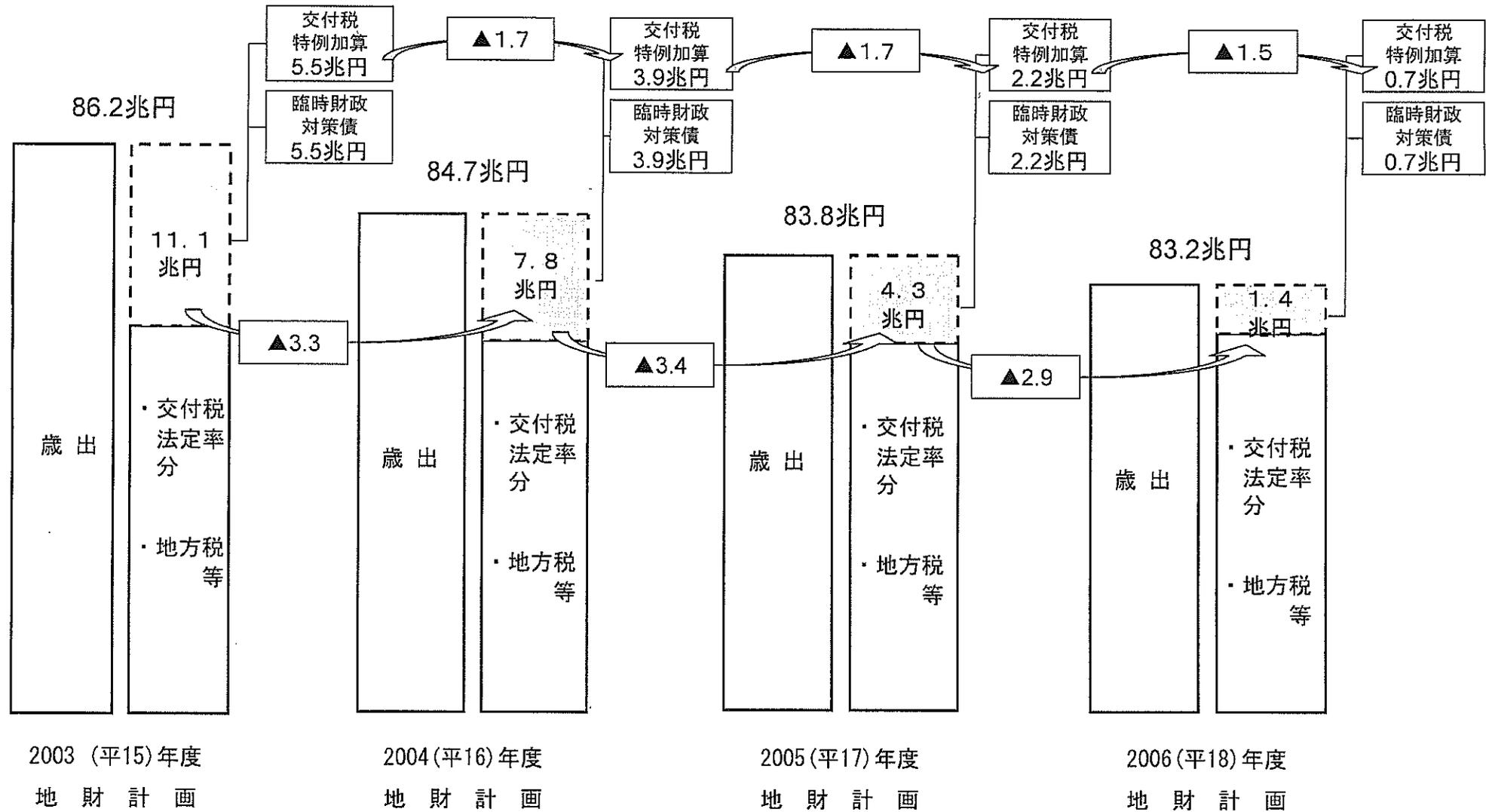
- ・「一般財源」(国/一般会計)：税収—地方交付税—地方特例交付金
- ・「一般財源」(市町村)：地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金
- ・「合」のマークのある団体は、17年4月1日以降に合併をしていることを表す(18年7月1日時点)。

国債、地方債、社債の金利の推移



(出典) 日本銀行「金融経済統計月報」

折半対象財源不足の推移



地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応

(単位：億円)

	折半対象財源不足			恒久的減税に係る財源不足				
	特会新規借入金 国負担分	特例加算	特会借入金利子 国負担分 (法定加算)	たばこ税増収分	法人税に係る交付 税法定率引上分 (3.8%)	減税補てん 特例交付金	特会新規借入金 国負担分	特会借入金利子 国負担分 (法定加算)
1996(平8)年度	10,226	-	-	-	-	-	-	-
1997(平9)年度	9,722	-	-	-	-	-	-	-
1998(平10)年度	14,678	-	609	-	-	-	-	-
1999(平11)年度	36,678	-	1,150	1,113	521	6,399	7,582	60
2000(平12)年度	32,446	-	2,087	1,358	3,780	9,140	7,994	-
2001(平13)年度	14,759	14,759	1,725	1,328	4,499	9,018	7,229	288
2002(平14)年度	11,508	34,521	1,578	1,281	4,246	9,036	7,215	328
2003(平15)年度	-	55,416	1,684	1,250	3,463	8,890	6,724	420
2004(平16)年度	-	38,876	1,685	1,179	3,575	8,739	7,135	508
2005(平17)年度	-	21,641	1,683	1,135	4,375	8,888	7,148	601
2006(平18)年度	-	7,029	1,685	1,142	4,962	7,456	5,444	686
合計	130,017	172,242	13,886	9,786	29,421	67,566	56,471	2,891

総計
482,280

(参考) 過去10年間の国債・地方債残高の増加額等

	1996年度末	2006年度末 (見込み)	増加額	(増加率)
国債	244.7兆円	541.8兆円	297.1兆円	(+121.5%)
地方債	103.3兆円	142.6兆円	39.3兆円	(+38.0%)

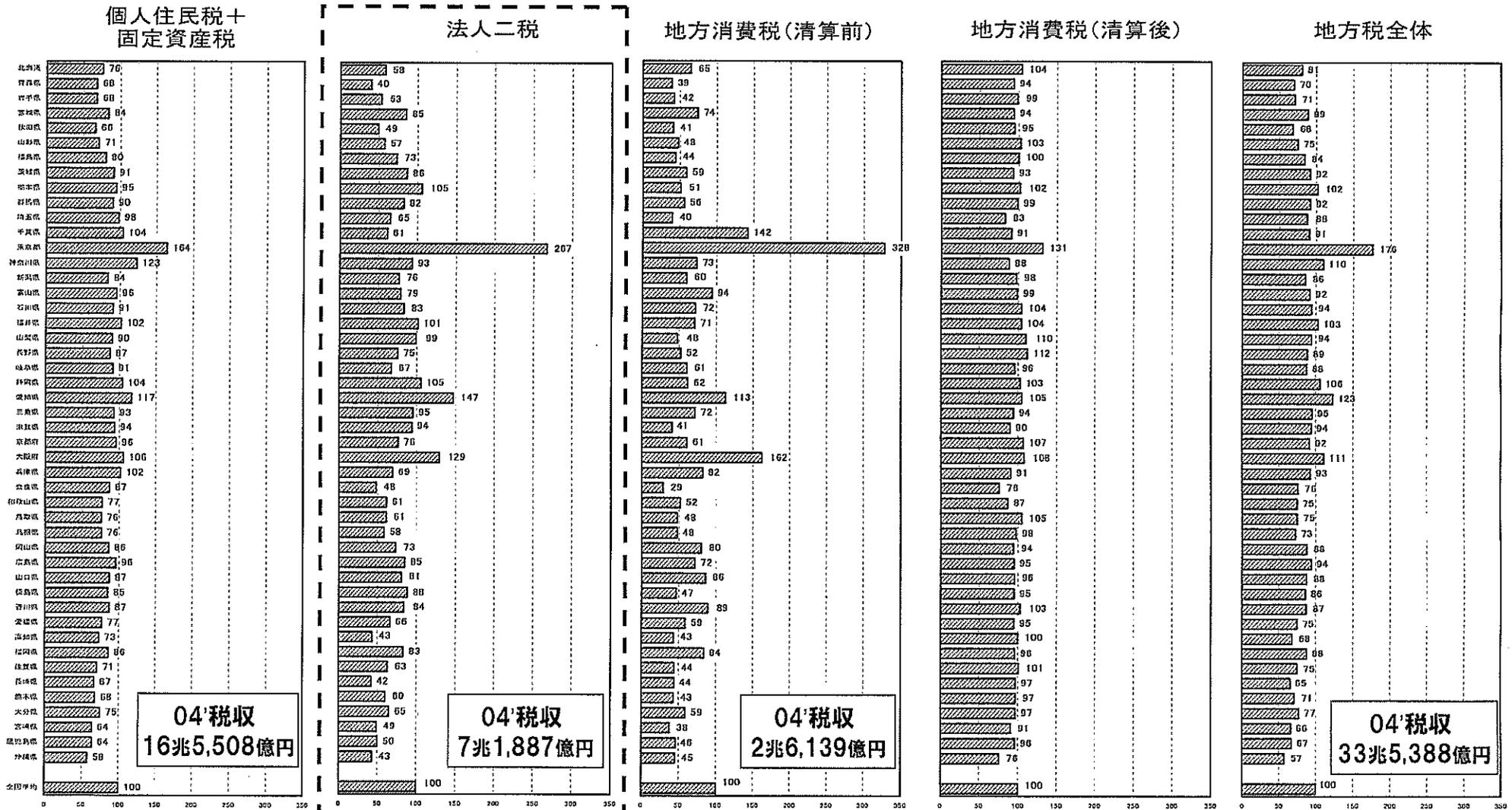
国・地方の税財源配分の推移

年 度	租税総額の割合		移転後実質的割合	
	国税	地方税	国	地方
1966(S41)	67.4	32.6	51.2	48.8
1986(S61)	63.5	36.5	48.4	51.6
2006(H18)	(55.4) 58.9	(44.6) 41.1	40.1	59.9

(注)「移転後の実質割合」は、地方交付税(法定率分)及び譲与税の移転後の税財源の割合。
2006年度の()内の計数は、3兆円の税源移譲に係る所得譲与税の組替後の割合。

主要な地方税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合：2004(平16)年度決算)



04'税収
16兆5,508億円

04'税収
7兆1,887億円

04'税収
2兆6,139億円

04'税収
33兆5,388億円

※ 個人住民税 7兆7,292億円
※ 固定資産税 8兆8,226億円

地域間清算総額 6,626億円
(税収の約25%)
(4都府県→43道府県)

一括徴収・地域間清算システムの導入
により、税源の偏在性緩和の効果

地方消費税の概要

● 課税方式

当分の間、国に消費税と併せて申告納付

● 税率

消費税率換算 1% (消費税額の100分の25)

● 税収

26,139億円 (2004(平16)年度決算額)

● 配分の方式

① 都道府県間の配分

国から払い込まれた地方消費税相当額を、下記の消費に関連した基準によって都道府県間で配分

指標	ウェイト
「小売年間販売額」(商業統計)と「サービス業対個人事業収入額」(サービス業基本統計)の合算額	6/8
「人口」(国勢調査)	1/8
「従業者数」(事業所・企業統計)	1/8

② 市町村への配分

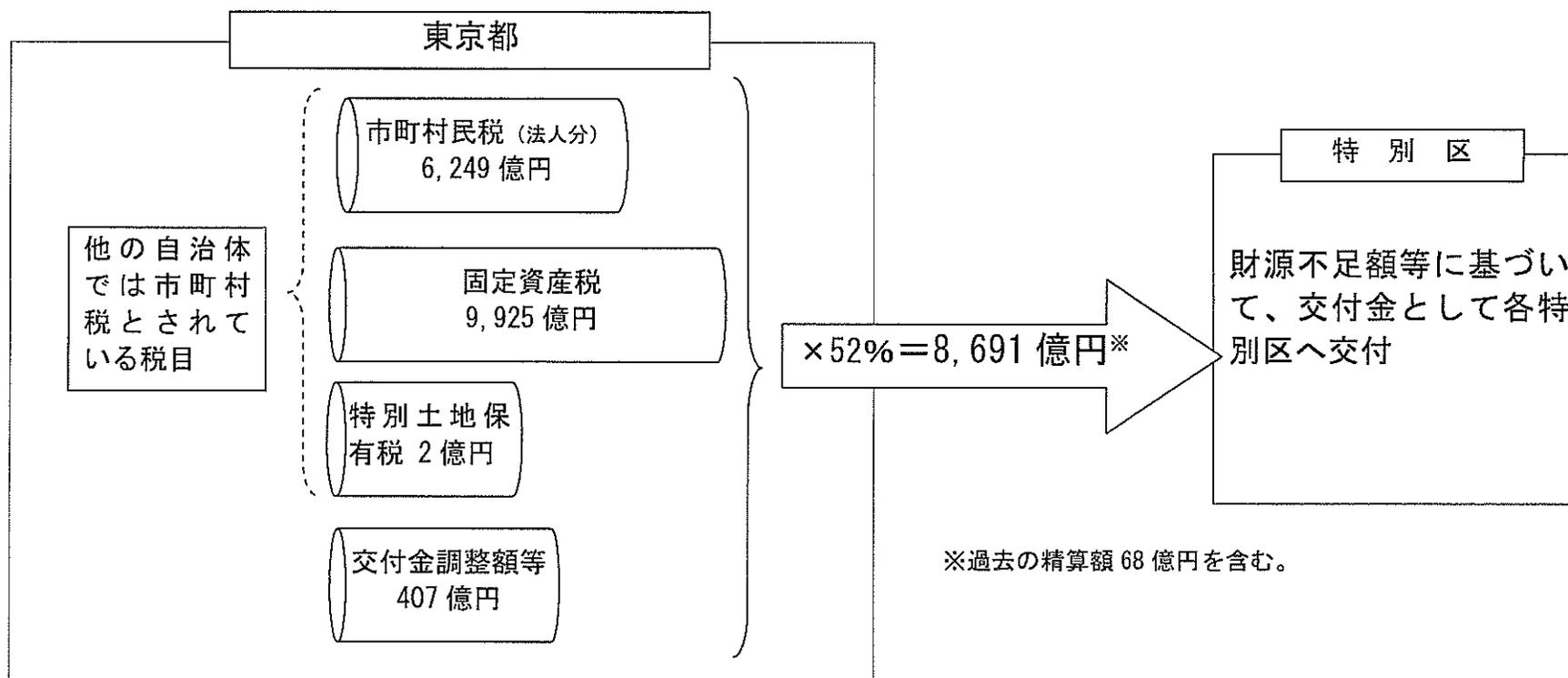
①による配分後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市町村に対して、人口及び従業者数にあん分して交付

指標	ウェイト
「人口」(国勢調査)	1/2
「従業者数」(事業所・企業統計)	1/2

特別区財政調整交付金について

- 東京都 23 区では、他の自治体では市町村税とされている市町村民税（法人分）、固定資産税及び特別土地保有税を東京都が賦課徴収し、その一定部分（52%）等を「特別区財政調整交付金」として特別区に対して交付している。

[特別区財政調整交付金のイメージ（金額は 2006 年度予算）]



(注) 東京都の 2006 年度一般会計予算規模は、6 兆 1,720 億円。

P(給与水準)面での改革②

- 人事院は、本年8月の勧告において、比較対象企業規模の見直し(100人以上⇒50人以上)を含む、官民給与の比較方法を見直し。

【官民給与の比較方法見直しの概要】

比較対象企業規模

- ・ 官民給与の比較対象企業規模を、従来の「100人以上」から「50人以上」に変更

比較対象従業員の範囲

- ・ ライン職の民間役職者の要件を変更(部長の例:構成員30人以上→20人以上)

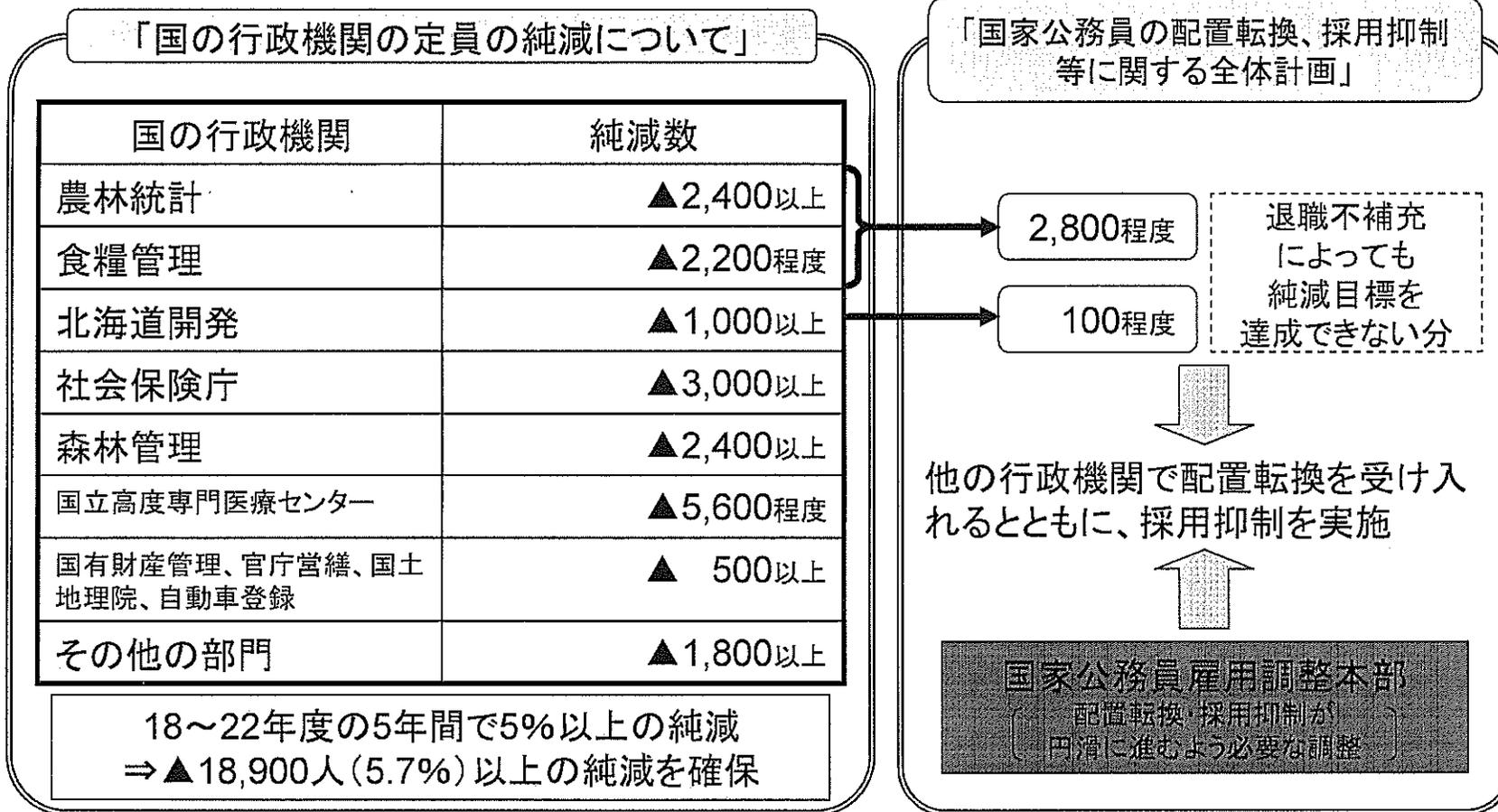
【官民給与の比較方法見直しによる歳出削減効果】

- ・ 平成18年度予算における官民給与の比較方法見直しによる歳出削減効果(試算)

国家公務員等 (国庫負担分)	(参考) 地方公務員 (地方負担分)
▲940億円 (一般会計・特別会計の純計)	▲2,490億円

Q(定員)面での改革

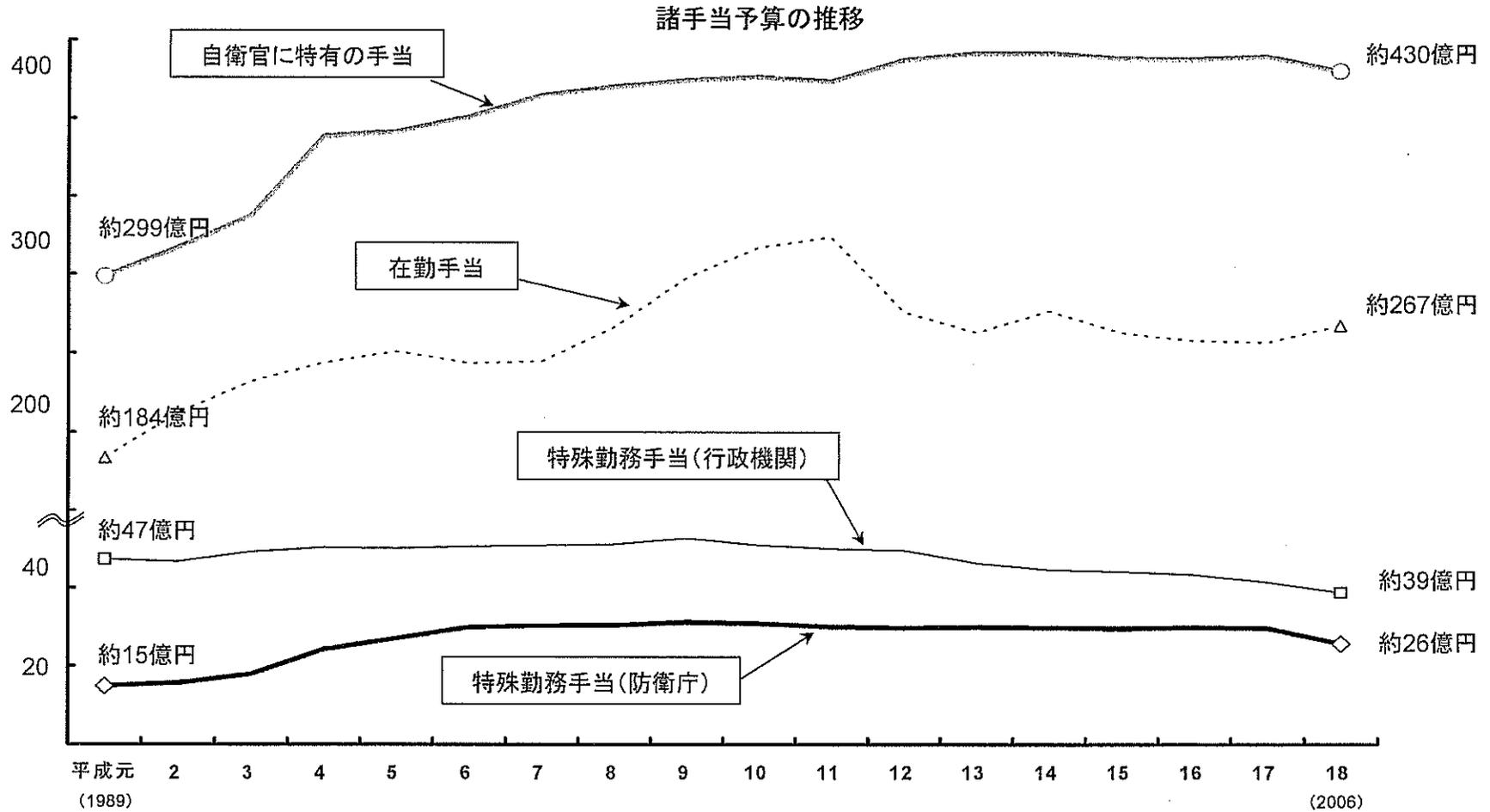
➤ 定員純減及び配置転換・採用抑制の取組み(5年間で▲5.7%以上の純減)



- 5年間で▲5%以上の定員純減を2011年度まで継続。
- 自衛官についても、国の行政機関の例に準じて純減。
- 地方公務員についても、国と同程度の定員純減を含め大幅な人件費の削減。
- 独立行政法人等についても、国家公務員に準じた人件費削減の取組を2011年度まで継続。

19年度予算編成の課題

- 諸手当についても、支給実績が極めて低いもの、技術の進歩、社会情勢の変化により特殊性が薄れていると考えられるものを中心に、見直しを進める必要。

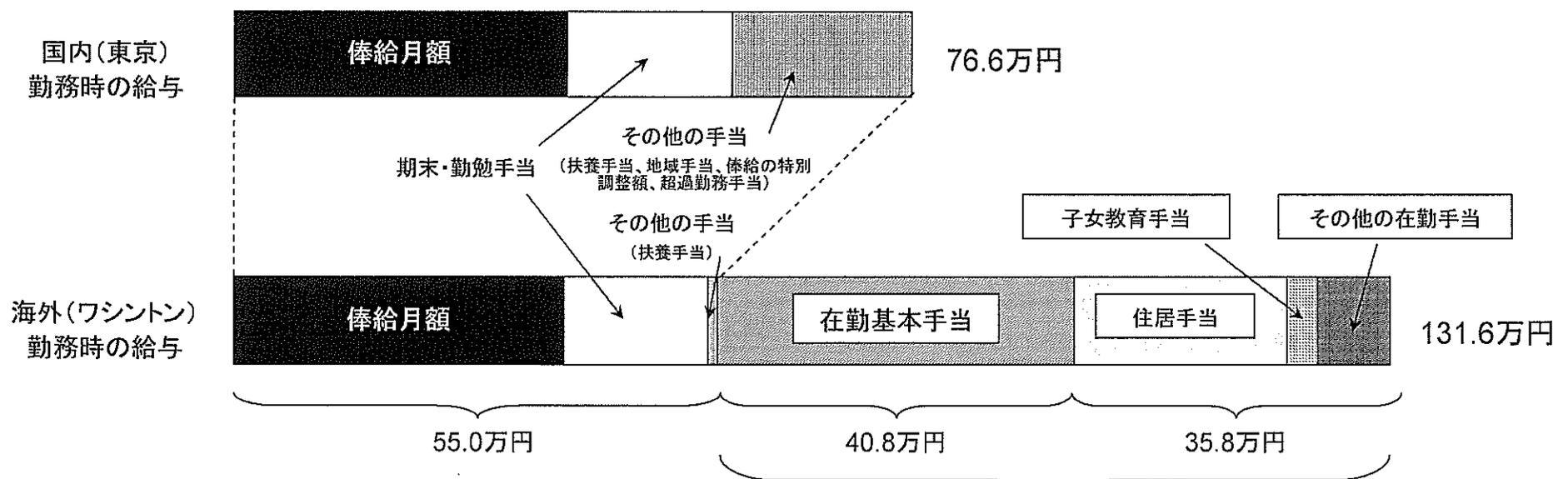


※「特殊勤務手当(行政機関)」は、特殊勤務手当予算の総額から国会、防衛庁及び現在独法化している特別会計(郵政事業、国立学校、国立病院(国立高度専門医療センターを含む)、造幣局及び印刷局)を除いたもの。

在勤手当の概要

➤ 在勤手当とは、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(名称位置給与法)」に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給される手当。

【国内・海外勤務時の給与の仕組み】 ※入省15年目(37歳)、ワシントン勤務、配偶者・子女2人帯同の場合



(注1) 住居手当は、限度額(上記の例では2,410ドル)を手当支給の限度として、家賃の範囲内で実費を支給するものであり、限度額において一定の自己負担(27,000円)が行われるよう自己負担率が定められている。ここでは、仕組みの説明上、限度額から自己負担を差し引いた金額(約24.1万円)としている。

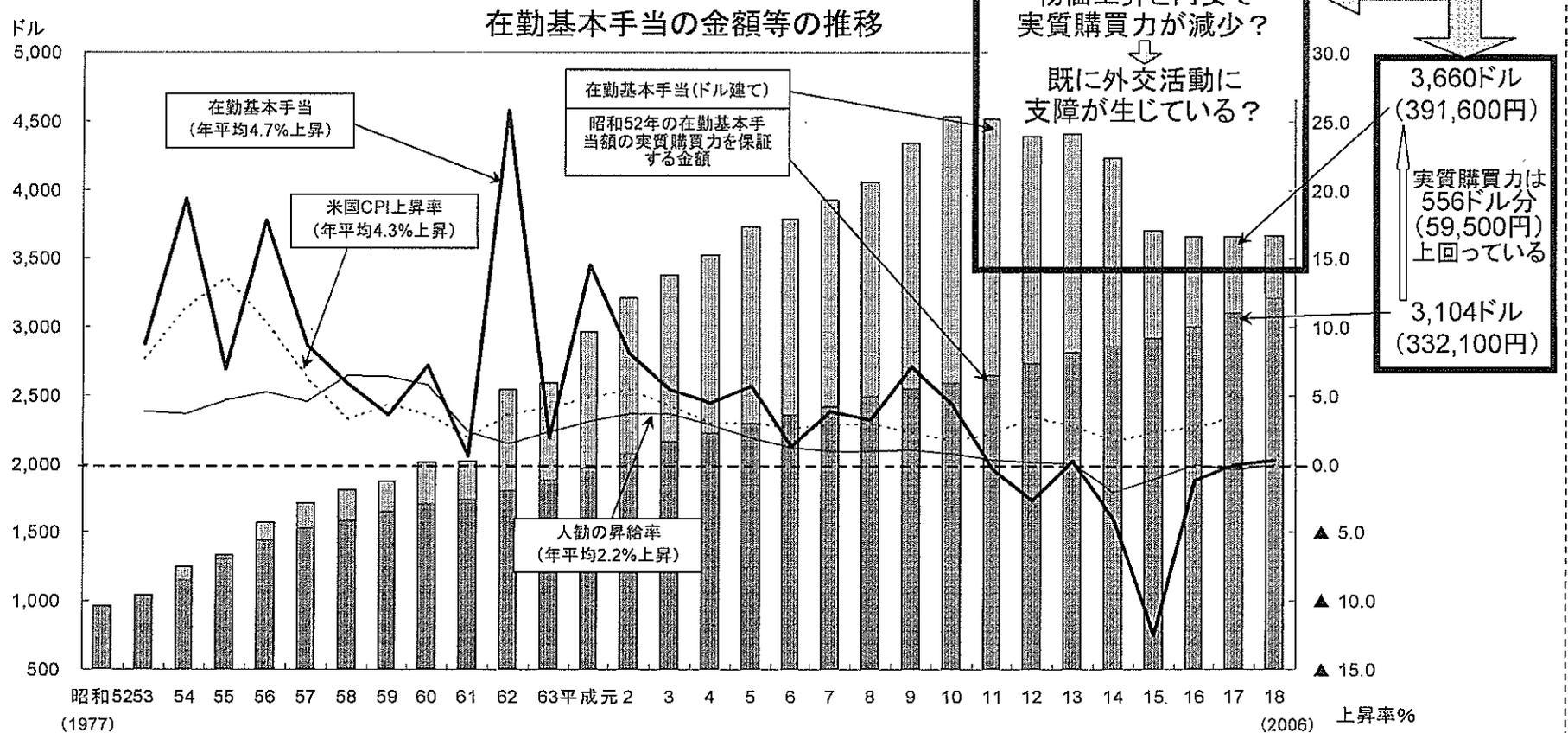
(注2) 国内公務員についても、例えば月額55,000円以上の家賃を支払っている職員に対しては27,000円の住居手当が支給されることとなっており、人事院は、このような住居手当の支給実績額も含めて官民給与が均衡するよう勧告を行っている。在外職員についても国内公務員に合わせて国費負担となる住居手当の支給実績額をとった場合には、約25.1万円となる。

在勤手当

19年度予算編成の課題

【在勤手当について】 [在勤手当支給額等の推移]

- 在外職員が在外公館で勤務するのに真に必要な経費として妥当な金額かどうかを精査。
- 在勤手当支給額(在米一等書記官)は、ここ数年の減少を踏まえても年平均4.7%と高い伸び。これは米国CPI上昇率(年平均4.3%)を上回っている。
- 人件費抑制の観点からは、国内における公務員人件費との関係にも配慮する必要。

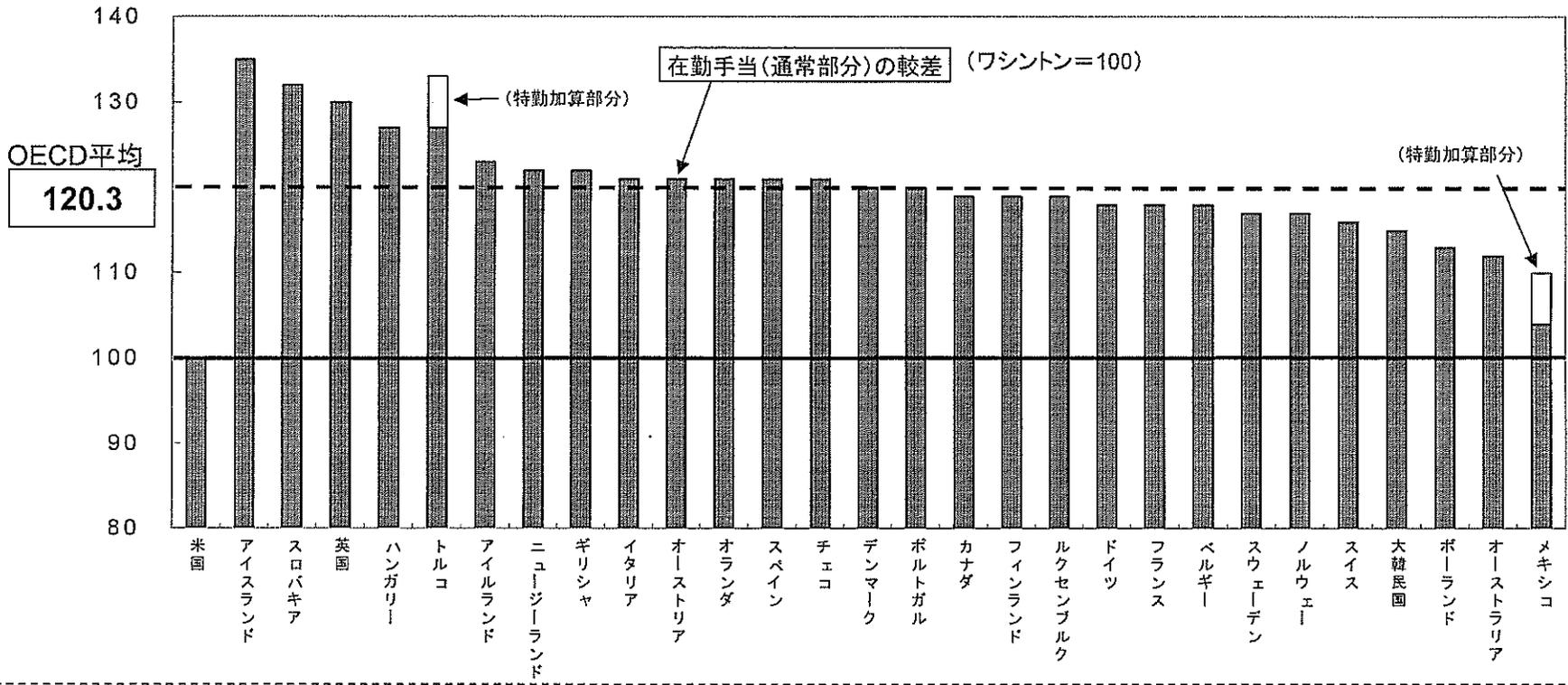


在米大使館(ワシントン)と各公館の手当額の較差

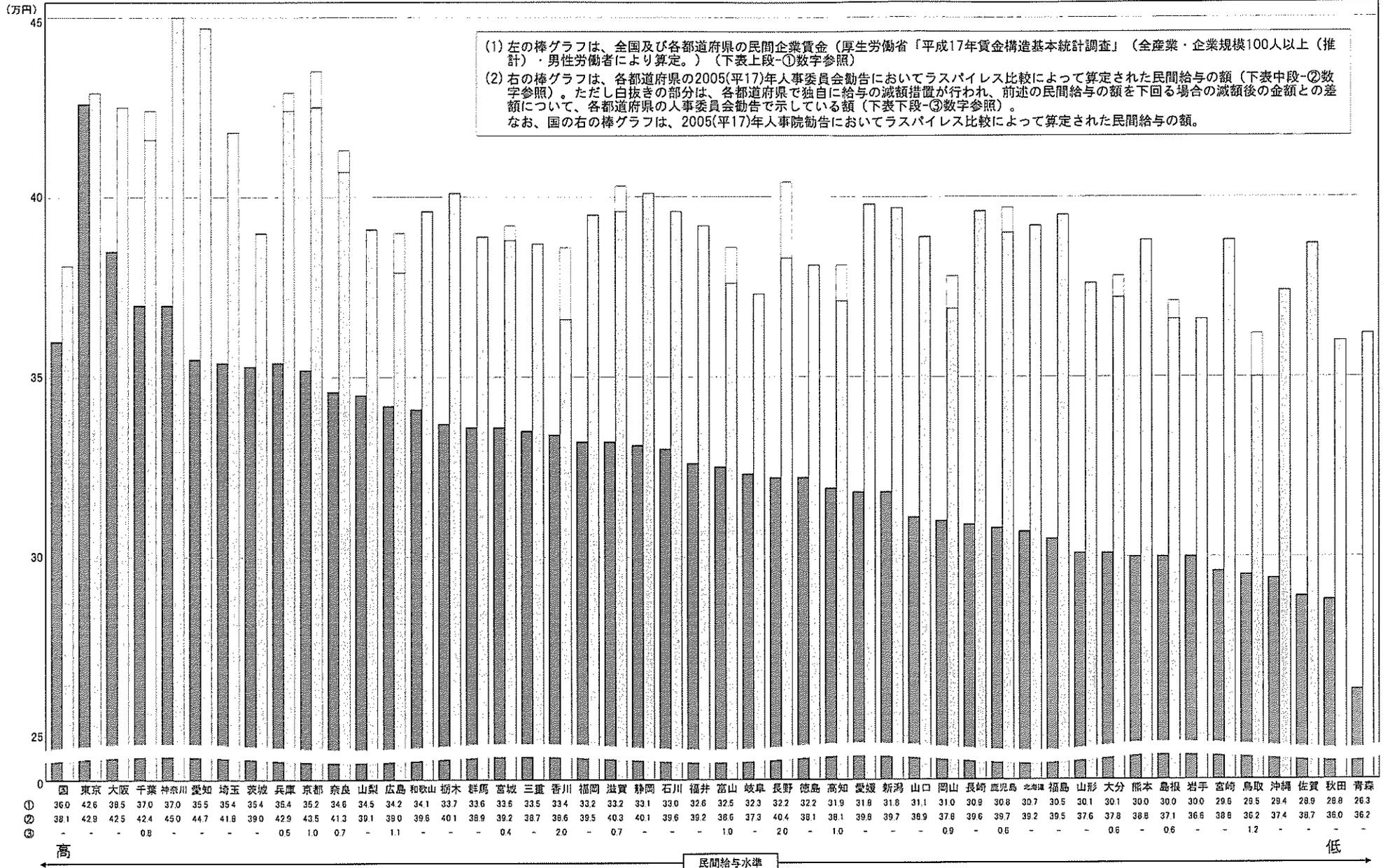
- ▶ 各公館の在勤手当～在米大使館(ワシントン)との比較(勤務・生活環境が劣悪な公館に勤務する場合に支給される特勤加算分を除いた通常部分の比較)。

ワシントンを上回る公館	ワシントンを下回る公館
201公館 (75.0%)	45公館 (16.8%)

- ▶ OECD諸国の在外公館を見ても、全て在米大使館(ワシントン)を上回っている。在米大使館の在勤手当の水準の妥当性を検討するのみならず、在米大使館と各公館との較差(通常部分)を適正化する必要があるのではないか。



各都道府県における民間企業と地方公務員の給与比較



(注) 左の棒グラフの各都道府県の民間企業賃金については、企業規模が1,000人以上及び100人～999人の額をもとに加重平均により算出。
 人事院及び人事委員会の給与勧告は、官民の給与比較を、単純な官民給与の平均値によるものではなく、役職段階・勤務地域・学歴・年齢階層を同じくする者同士を対比させて比較（ラスパイレス方式）し、その結果算出された官民較差に基づいて行われている。

国及び他の都道府県との均衡等を理由に期末・勤勉手当の較差是正勧告を見送った団体

団体名	職員支給月数	民間支給月数	公民較差	勧告内容
北海道	4.45	4.35	▲0.10	見送り
青森県	4.45	4.36	▲0.09	見送り
秋田県	4.45	4.00	▲0.45	見送り
新潟県	4.45	4.33	▲0.12	見送り
島根県	4.45	4.11	▲0.34	見送り
高知県	4.45	4.40	▲0.05	見送り
沖縄県	4.45	4.18	▲0.27	見送り

注) 沖縄県については、このほか、民間においては前年の水準(4.20月)を概ね維持していることを改定見送りの理由としている。

給与構造改革に伴う経過措置を理由に給与月額の較差是正勧告を見送った団体

団体名	公民較差	勧告内容
北海道	▲4.94%	見送り
青森県	▲3.04%	見送り
岩手県	▲4.42%*	見送り
秋田県	▲4.64%	見送り
山形県	▲4.70%	見送り
新潟県	▲4.57%	見送り
鳥取県	▲5.05%	ほぼ見送り(0.12%是正)
島根県	▲3.17%	見送り

注)岩手県、新潟県は、経過措置による差額支給がなかったと仮定した場合には職員給与は民間給与とほぼ均衡している(岩手県:▲0.08%*)、あるいは民間給与を下回っている(新潟県:0.02%)としている。なお、以上の岩手県の公民較差率の数値(▲4.42%及び▲0.08%)は給与減額措置後のもの。

- 国を含め、大宗の団体は経過措置分を含む実際に支給された給与をベースに較差を算定しており、下記の団体はその結果認められた較差の是正を勧告している。

団体名	公民較差	勧告内容
大阪府	▲1.46%	▲1.46%
山梨県	▲0.07%	▲0.05%

条例による特例的減額措置を理由に期末・勤勉手当の較差是正勧告を見送った団体

団体名	職員支給月数	民間支給月数	勧告内容
北海道	4. 45	4. 35	見送り
鳥取県	4. 45	4. 04	▲0. 20(4. 25月に引下げ)
島根県	4. 45	4. 11	見送り
札幌市	4. 45	4. 41	見送り
堺市	4. 45	4. 41	見送り

注)減額措置後の実質的な支給月数を、北海道は4. 07、島根県は4. 18としている。他については実質的な支給月数は示されていない。

条例による特例的減額措置を理由に給与月額の較差是正勧告を見送った団体

団体名	減額前の公民較差	減額後の公民較差	勧告内容
北海道	▲4.94%	4.70%	見送り
岩手県	▲4.63%	▲4.42%	見送り
福島県	▲0.17%	0.02%	見送り
滋賀県	▲0.49%	1.58%	給与減額措置終了まで改定実施を見送り
兵庫県	▲0.26%	▲0.02%	見送り
和歌山県	▲0.09%	1.00%	見送り
鳥取県	▲5.05%	▲1.30%	ほぼ見送り(0.12%のみ是正)
島根県	▲3.17%	3.17%	見送り
長崎県	▲0.10%	0.03%	見送り
堺市	▲0.17%	0.19%	見送り

人事委員会の調査による民間期末・勤勉手当支給月数の伸びが突出して高い団体
 (人事院の最低勧告月数である0.05月以上の伸びを示した団体)

団体名	平成18年	平成17年	増加月数	平成18年勧告内容
青森県	4.36	4.14	+0.22	見送り(4.45)
岩手県	4.45	4.21	+0.24	見送り(4.45)
新潟県	4.33	4.15	+0.18	見送り(4.45)
高知県	4.40	4.35	+0.05	見送り(4.45)
佐賀県	4.43	4.33	+0.10	見送り(4.45)
宮崎県	4.38	4.19	+0.19	見送り(4.45)又は▲0.05 (4.40)
鹿児島県	4.41	4.25	+0.16	▲0.05(4.40)

人事委員会の調査による民間給与月額伸びが突出して高い団体

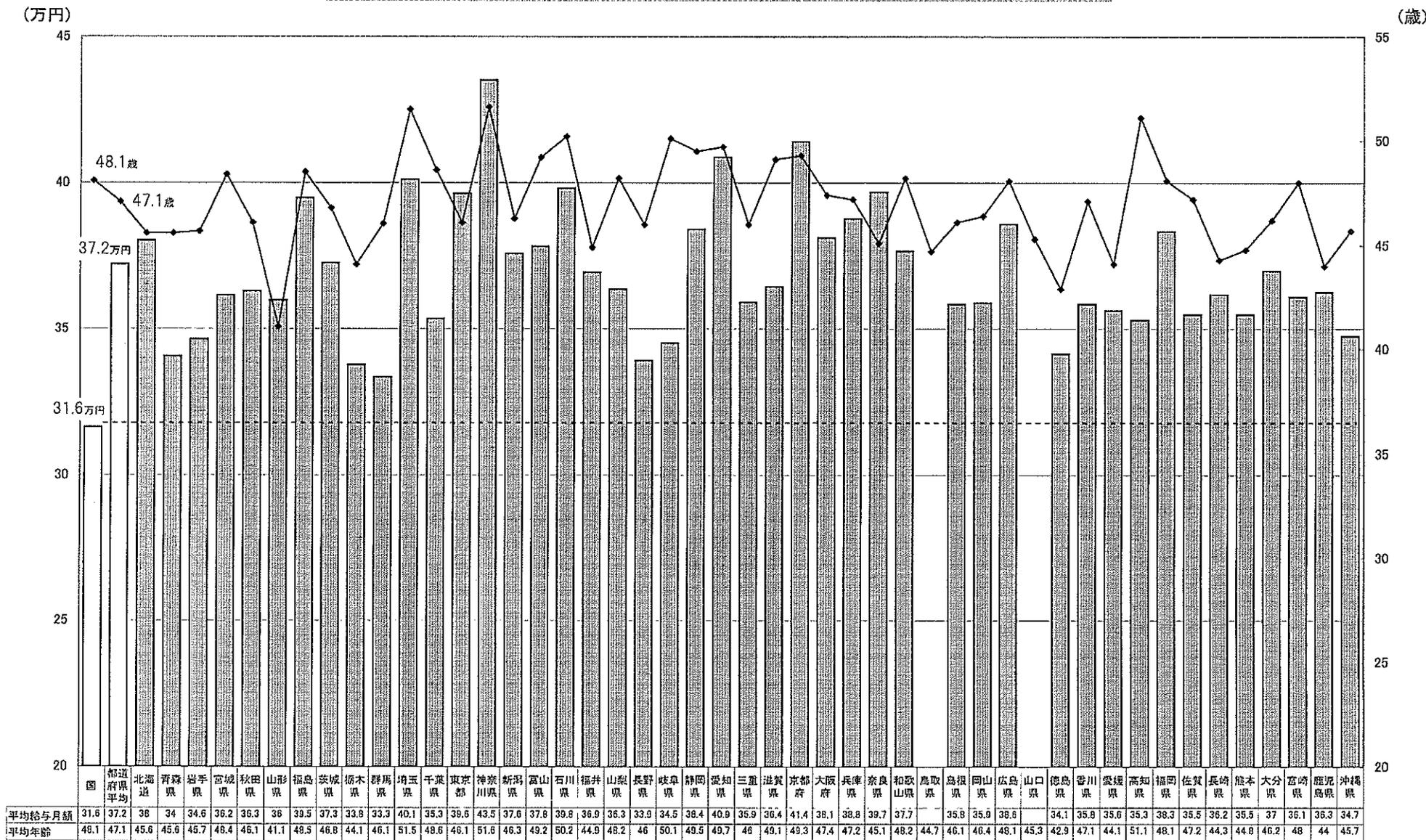
団体名	人事院・人事委員会勧告			毎月勤労統計調査
	民間給与 (円)	増減額(円)	増減率	増減率
国	381,230	527	0.1%	0.6%
東京都	430,399	1,433	0.3%	▲0.6%
愛知県	446,557	3	0.0%	0.0%

東北地区				
団体名	人事委員会勧告			毎月勤労統計調査
	民間給与 (円)	増減額(円)	増減率	増減率
青森県	377,959	15,724	4.3%	▲0.4%
岩手県	366,006	▲ 203	▲0.1%	0.2%
宮城県	392,874	977	0.2%	1.5%
秋田県	379,521	19,379	5.4%	0.0%
山形県	376,101	233	0.1%	▲1.9%
福島県	393,484	▲ 1,028	▲0.3%	▲0.1%

九州地区				
団体名	人事委員会勧告			毎月勤労統計調査
	民間給与 (円)	増減額(円)	増減率	増減率
福岡県	398,452	3,368	0.9%	0.5%
佐賀県	384,458	▲ 2,823	▲0.7%	0.7%
長崎県	398,501	2,557	0.6%	▲2.2%
熊本県	389,344	1,725	0.4%	0.4%
大分県	399,121	21,125	5.6%	1.4%
宮崎県	380,874	▲ 6,773	▲1.7%	0.0%
鹿児島県	398,289	1,530	0.4%	0.7%

※ 毎月勤労統計調査の増減率は、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)の「地方調査」における企業規模30人以上の全産業の企業を対象とした調査による平成18年4月の民間給与の対前年同期増減率。

国家公務員(行(二))・地方公務員(技能労務職)の平均給与月額と比較



出典:「地方公共団体給与情報等公表システム」(総務省HP内)より。各計数は、2005年4月1日現在のもの。
 注) 鳥取県及び山口県については、平均給与月額の記載はあるものの、国家公務員と比較可能なベースの額かどうか不明なため掲載していない。
 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均金額である。
 なお、地方公務員の「平均給与月額」は、国家公務員のそれとベースを同じくするため、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を除いて再計算されたものである。